

**特別会計制度の活用状況に関する  
政策評価書**  
- 歳入歳出決算における表示内容を中心として -

平成15年10月

総務省

---

前書き

我が国における国の会計は、財政法(昭和22年法律第34号)第13条第1項において、一般会計と特別会計に区分されており、特別会計については、同条第2項において、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律をもって設置するものとされている。この特別会計制度を活用して設置された特別会計の数は、平成15年4月1日現在では32となっており、予算規模では、平成15年度歳出予算(当初)で合計約369兆円(一般会計や特別会計相互間の重複を含む。)となっている。ただし、平成15年度末で廃止される国立学校特別会計は今回の調査分析の対象から除外したので、実際に調査分析の対象とした特別会計の数は31、予算合計約366兆円である。

特別会計は、この特別会計を設置した場合、財政法第45条により、一般会計とは異なる特例的規定を定めることができるほか、各年度の特別会計予算の予算総則で一般会計と異なる弾力条項も設けられている。このような特別会計制度を活用した場合、一般の歳入歳出と区分して経理することで、一般会計と比較して、財政状況や受益と負担の関係等をより明確に示すことができ、また、特例的規定や予算総則の弾力条項により、より弾力的かつ効率的な行政運営が可能になるといわれているが、その一方で、各特別会計相互間の比較検討は困難になっているといわれている。

この評価は、各特別会計の歳入歳出決算に係る説明責任(アカウンタビリティ)に基づく情報提供(ディスクロージャー)の更なる充実など、国民等が各特別会計における経理対象事業等の運営とその成果の評価を容易に行い得る環境の整備に資するため、各特別会計相互間の比較可能性に留意しつつ、負担と受益の対応関係といった歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっているかとの観点により各特別会計を横断的に実施したものである。

---

## 目次

### 凡例(PDF)

#### 第1 評価の対象とした政策等(PDF)

- 1 評価の対象とした政策及びその目的
- 2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期
- 3 評価の観点
- 4 政策効果の把握の手法
- 5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

#### 第2 政策効果の把握結果

- 1 歳入と歳出の構造
  - (1) 手数料等収入(PDF)
  - (2) 特定財源等(PDF)
  - (3) 一般会計の負担・補助(PDF)
  - (4) その他 (PDF)
    - ア 事業収入等
    - イ 運用収入
    - ウ 借入れ・証券発行等
    - エ 前年度からの受入れ等
    - オ その他の歳入
- 2 複数年度にわたる歳入と歳出の構造
  - (1) 剰余金の内容(PDF)
  - (2) 借入れ・証券発行等の内容(PDF)
- 3 歳入と歳出の構造に係る詳細情報
  - (1) セグメント(区分単位)情報(PDF)
    - ア 経理対象事業別
    - イ 工事箇所等別
  - (2) 累積情報(PDF)
    - ア 特別の資金
    - イ 出資・貸付け
    - ウ 一般会計からの受入れの繰延べ
    - エ 借入れ・証券発行等

#### 第3 評価の結果及び意見(PDF)

### 関係資料編

---

# 第1 評価の対象とした政策等

## 1 評価の対象とした政策及びその目的

我が国における国の会計は、財政法（昭和22年法律第34号）第13条第1項において、一般会計と特別会計に区分されており、特別会計については、同条第2項において、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律をもって設置するものとされている。この特別会計を設置した場合、財政法第45条により、一般会計とは異なる特例の規定を定めることができるほか、各年度の特別会計予算の予算総則で一般会計と異なる弾力条項も設けられている。このような特別会計制度を活用した場合、一般の歳入歳出と区分して経理することで、一般会計と比較して、財政状況や受益と負担の関係等をより明確に示すことができ、また、特例の規定や予算総則の弾力条項により、より弾力的かつ効率的な行政運営が可能になるといわれているが、その一方で、各特別会計相互間の比較検討は困難になっているといわれている（関係資料1及び2参照）。

本評価の対象とした政策は、各府省が所管する事務事業に係る経理を明確にする等を目的として、特別会計制度を活用することにより一般会計と区分して経理するという政策である。

この特別会計制度を活用して設置された特別会計の数は、平成15年4月1日現在では32となっており、予算規模では、平成15年度歳出予算（当初）で合計約369兆円（一般会計や特別会計相互間の重複を含む。）となっている。ただし、平成15年度末で廃止される国立学校特別会計は今回の調査分析の対象から除外したので、実際に調査分析の対象とした特別会計の数は31、予算合計約366兆円である（図表1 - (1) 及び関係資料3参照）。

図表1 - (1) 特別会計一覧（31会計）

	特別会計名	勘定名	所管府省名
01	交付税及び譲与税配付金特別会計	交付税及び譲与税配付金勘定 交通安全対策特別交付金勘定	内閣府、総務省、 財務省
02	登記特別会計		法務省
03	財政融資資金特別会計		財務省
04	国債整理基金特別会計		財務省
05	外国為替資金特別会計		財務省
06	産業投資特別会計	産業投資勘定 社会資本整備勘定	財務省
07	地震再保険特別会計		財務省
08	電源開発促進対策特別会計	電源立地勘定 電源多様化勘定（注2）	財務省、文部科学省、 経済産業省
09	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（注3）	石油及びエネルギー需給構造高度化勘定 石炭勘定	財務省、経済産業省
10	特定国有財産整備特別会計		財務省、国土交通省
11	厚生保険特別会計	健康勘定 年金勘定 児童手当勘定 業務勘定	厚生労働省

	特別会計名	勘定名	所管府省名
12	船員保険特別会計		厚生労働省
13	国立病院特別会計(注4)	病院勘定 療養所勘定	厚生労働省
14	国民年金特別会計	基礎年金勘定 国民年金勘定 福祉年金勘定 業務勘定	厚生労働省
15	労働保険特別会計	労災勘定 雇用勘定 徴収勘定	厚生労働省
16	食糧管理特別会計	食糧管理勘定 - 国内米管理勘定 食糧管理勘定 - 国内麦管理勘定 食糧管理勘定 - 輸入食糧管理勘定 農産物等安定勘定 輸入飼料勘定 業務勘定 調整勘定	農林水産省
17	農業共済再保険特別会計	再保険金支払基金勘定 農業勘定 家畜勘定 果樹勘定 園芸施設勘定 業務勘定	農林水産省
18	森林保険特別会計		農林水産省
19	漁船再保険及漁業共済保険特別会計	漁船普通保険勘定 漁船特殊保険勘定 漁船乗組員給与保険勘定 漁業共済保険勘定 業務勘定	農林水産省
20	農業経営基盤強化措置特別会計		農林水産省
21	国有林野事業特別会計	国有林野事業勘定 治山勘定	農林水産省
22	国営土地改良事業特別会計		農林水産省
23	貿易再保険特別会計		経済産業省
24	特許特別会計		経済産業省
25	自動車損害賠償保障事業特別会計(注5)	保障勘定 自動車事故対策勘定 保険料等充当交付金勘定	国土交通省
26	道路整備特別会計		国土交通省
27	治水特別会計	治水勘定 特定多目的ダム建設工事勘定	国土交通省
28	港湾整備特別会計	港湾整備勘定 特定港湾施設工事勘定	国土交通省
29	自動車検査登録特別会計		国土交通省
30	都市開発資金融通特別会計		国土交通省
31	空港整備特別会計		国土交通省

(注) 1 本図表は、当省の調査結果によるもので、平成 15 年 4 月 1 日現在、特別会計数で 31、勘定ベース(勘定がない特別会計は勘定数を 1 とみなす)で 64 となっている。

「国立学校特別会計」については、平成 15 年度末で廃止されるため、本図表から除外した。

2 「電源多様化勘定」については、平成 15 年 10 月 1 日から、「電源利用勘定」に変更される。

3 「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」については、平成 13 年度までは、「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」となっていた。また、所管府省については、財務省及び経済産業省のほか、13 年度までは厚生労働省が、15 年 10 月 1 日からは環境省が加えられている。

4 「国立病院特別会計」については、平成 16 年度から、「国立高度専門医療センター特別会計」に改正され、図表中の 2 勘定は廃止される。

5 「自動車損害賠償保障事業特別会計」については、平成 13 年度までは、「自動車損害賠償責任再保険特別会計」となっており、勘定も「保険勘定」、「保障勘定」及び「業務勘定」となっていた。

## 2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（財務、経済産業等担当）

平成 14 年 12 月～15 年 10 月

## 3 評価の観点

本評価は、各特別会計の歳入歳出決算に係る説明責任（アカウンタビリティ）に基づく情報提供（ディスクロージャー）の更なる充実など、国民等が各特別会計における経理対象事業等の運営とその成果の評価を容易に行い得る環境の整備に資するため、各特別会計相互間の比較可能性に留意しつつ、負担と受益の対応関係といった歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっているかとの観点から、特別会計制度の活用状況について、統一的に評価を行うものである。

## 4 政策効果の把握の手法

本政策の効果の把握は、31 の特別会計（勘定数の合計で 64 勘定）の歳入歳出決算に添付される歳入歳出決定計算書及びその添付書類（原則として平成 13 年度決算）における歳入と歳出の決算の処理及び表示の状況を対象として、以下の方法で行った。

歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっているかを特別会計相互間で比較するため、各特別会計について、経理対象事業等別及び性質別に歳入と歳出を分類した。この分類結果に基づき、各特別会計（勘定）別に、その仕組み（歳入・歳出等に係る規定内容）と歳入歳出決定計算書及びその添付書類における表示内容を把握した。

前記 で把握した仕組みと歳入歳出決定計算書及びその添付書類における表示内容から、各特別会計（勘定）の経理対象事業等別及び性質別に、歳入と歳出の執行実績がどのように表示され、それにより、それぞれの歳入と歳出の関係がどこまで明らかにされているかを調査分析した。

具体的には、以下の手順により、特別会計（勘定）別に調査分析を行った。

経理対象事業等別及び性質別（関係資料 4 参照）に「歳入」を分類

前記 で分類した「歳入」等について、法令等で、歳入の目的やその費消先（何々の財源に充てる等）がどのように定めているかを把握するとともに、歳入と歳出の決算処理の状況等も把握

前記 で把握した内容が、歳入歳出決定計算書及びその添付書類（原則として平成 13 年度決算）において、どのように表示されているかを把握

前記 で把握した表示内容について、前記 の法令等で定められた内容が判断できるよう「区分して表示」されているかどうかを分析し、その結果に基づき、歳入と歳出の対応関係が明らかとなっているかどうかを判断

前記 の特別会計（勘定）別の分析結果について、総括表及び一覧表を作成し、各特別会計相互間の比較分析を行った。

具体的には、前記 における特別会計（勘定）別の調査分析結果を基に、各特別会計（勘定）の状況について統一的な記述により一覧表を作成するとともに、それらに基づいて 5 段階程度の範ちゅうに

分けて総括表を作成した。

前記の一覧表及び総括表に基づき、各特別会計（勘定）の経理対象事業等別及び性質別に表示されている歳入と歳出の対応関係について、各特別会計相互間の比較を行った場合、どの程度歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっているかを統一的に評価した。

## 5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本評価における調査分析の過程及び評価書の作成に当たっては、次のとおり学識経験を有する者から評価全般に係る意見や調査分析の手法に対する具体的な助言等を得て、評価の結果に反映させた。

- ・ 任期付職員として公認会計士（1名）が本評価の実施担当部局に参画した。
- ・ 政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）の審議に付し、本評価の全般に係る意見等を得た（関係資料5参照）。

## 6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項（関係資料6参照）

- ・ 歳入歳出決定計算書とその添付書類  
歳入歳出決定計算書、歳入歳出決定計算書の添付書類（損益計算書、貸借対照表、財産目録、積立金明細表、資金増減表、事業実績表、債務に関する計算書等）
- ・ その他公表資料（決算関係）  
決算の説明、事業年報、事業統計、新たな特別会計財務書類等
- ・ その他資料  
関係法令とその解説書、決算検査報告、歳入歳出予定計算書、国の予算、一般会計の決算参照書等

## 第2 調査分析の状況

### 1 歳入と歳出の構造

#### (1) 手数料等収入

手数料等収入（手数料収入、利用料収入、保険料収入等）については、受益者が受けるサービスに要する経費の全部又は一部を受益者が直接負担するものであり、その内容と費消（支出）先が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。また、費消先がすべての歳出項目となる（又は費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）場合においても、歳入の内容が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における手数料等収入の内容と費消先の表示状況を調査分析した結果は、図表2 - (1)のとおりである。

図表2 - (1) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における手数料等収入の内容と費消先（総括表）

分析結果	特別会計名（勘定名）	勘定数	記号
歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	07 地震再保険、11 厚生保険(年金、児童)、14 国民年金(基礎)、17 農業共済(家畜、果樹) 18 森林保険、19 漁船漁業(特殊、乗組員) 21 国有林野(治山)、22 国営土地、23 貿易再保険、25 自賠保障(保障)、26 道路、27 治水(治水、ダム)、28 港湾(港湾、特定)、31 空港	19	
歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先がすべての項目となっている、又は特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。	11 厚生保険(健康、年金)、13 国立病院(病院、療養所)、14 国民年金(基礎、国民)、31 空港	7	
歳入ではその内容が区分されているが、歳出では費消先別に区分されていないものの、その額は少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。	11 厚生保険(健康)、26 道路、27 治水(治水)、28 港湾(港湾)、31 空港	5	
歳入ではその内容が区分されているが、歳出では費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料から費消先は推測可能である。	31 空港	1	
歳入ではその内容が区分されているが、歳出では	02 登記、11 厚生保険(業務)	6	

分析結果	特別会計名(勘定名)	勘定数	記号
費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	)、16 食糧管理( 業務)、25 自賠保障( 保障 )、28 港湾( 港湾 )、29 車検登録		
歳出では費消先別に区分されているものの、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、歳入の内容は推測可能である。	12 船員保険、24 特許、25 自賠保障( 保険)	3	
歳出では費消先別に区分されているが、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	14 国民年金( 業務)、15 労働保険( 徴収)、19 漁船漁業( 普通)	3	
歳入の内容とその費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	11 厚生保険( 業務 )、15 労働保険( 労災、 雇用)、17 農業共済( 農業)、27 治水( 治水 )、28 港湾( 港湾 )	6	
合 計		50	

(注) 図表2 - (2)に基づき作成した。また、「勘定数」欄は、延べ勘定数である。

図表2 - (2) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における手数料等収入の内容と費消先(特別会計別一覧表)

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
01 交付税	交付税	( 該当なし )
	交通	( 該当なし )
02 登記		<p>手数料等収入としては、「郵政事業特別会計からの登記印紙に係る受入金」、「電気通信回線による登記情報の提供に係る手数料」及び「一般会計からの受入金」が該当する。</p> <p>これら手数料等収入( ないし )については、それぞれ1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではそれぞれの内容が区分されているが、歳出では費消先は手数料等収入の ないし の別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p> <p>これについて、法務省では、「登記所における経費については、そのほとんどが登記審査事務と登記情報管理事務が一体となった経費であり、両者の区分が困難な場合も多く、登記関係手数料に係る経費の内容を区分して表示することはできない場合があるため、歳入歳出決定計算書及びその添付書類においても一体的な表示にならざるを得ない」としている。</p>
03 財政融資		( 該当なし )
04 国債整理		( 該当なし )
05 外国為替		( 該当なし )
06 産業投資	投資	( 該当なし )
	整備	( 該当なし )



特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
07 地震再保険		<p>手数料等収入としては、「再保険料」が該当する。</p> <p>この手数料等収入については、1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
08 電源開発	立地	(該当なし)
	多様化	(該当なし)
09 エネルギー	石油	(該当なし)
	石炭	(該当なし)
10 特定国有財産		(該当なし)
11 厚生保険	健康	<p>手数料等収入としては、「保険料」、「郵政事業特別会計からの受入金(日雇特例被保険者の保険の印紙収入)」及び「健康保険法の規定による拠出金(日雇特例被保険者の保険に係る拠出金)」が該当する。</p> <p>「保険料」及び「郵政事業特別会計からの受入金(日雇特例被保険者の保険の印紙収入)」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先がすべての項目となっている)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p> <p>「健康保険法の規定による拠出金(日雇特例被保険者の保険に係る拠出金)」については、1種類の財源としての収入であるが、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では費消先別に区分されていないものの、当該手数料等収入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p>
	年金	<p>手数料等収入としては、「保険料」、「船員保険特別会計からの受入金」、「厚生年金保険法附則第18条第1項の規定による拠出金(日本たばこ産業株式会社等の職員に係る国家公務員共済組合連合会等からの拠出金。以下「国家公務員共済組合連合会等拠出金」という。)」及び「厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第19条等の規定による納付金(存続組合等からの納付金。以下「存続組合等納付金」という。)」が該当する。</p> <p>「保険料」及び「存続組合等納付金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先がすべての項目となっている)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p> <p>「船員保険特別会計からの受入金」及び「国家公務員共済組合連合会等拠出金」については、それぞれ1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
	児童	<p>手数料等収入としては、「業務勘定からの受入金」及び「児童手当法第20条第1項第2号ないし第4号の者よりの拠出金(私立学校教職員共済法の規定する学校法人等からの拠出金)」が該当する。</p> <p>これら手数料等収入(及び)については、それぞれ複数の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らか</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		かにされている。
	業 務	<p>手数料等収入としては、「健康勘定からの受入金」、「年金勘定からの受入金」及び「児童手当勘定からの受入金」が該当する。</p> <p>「健康勘定からの受入金」及び「年金勘定からの受入金」については、それぞれ複数の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、財源別に歳入の内容とそれぞれの費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p> <p>「児童手当勘定からの受入金」については、1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されているが、歳出では費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p>
12 船員保険		<p>手数料等収入としては、「保険料」が該当する。</p> <p>この手数料等収入については、1種類の財源（ただし、6種類の算定方法）としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出では費消先別に区分されているものの、歳入では算定方法別にその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料（事業年報）から歳入の内容は推測可能である。</p>
13 国立病院	病 院	<p>手数料等収入としては、「病院収入」が該当する。</p> <p>この手数料等収入については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	療養所	<p>手数料等収入としては、「療養所収入」が該当する。</p> <p>この手数料等収入については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
14 国民年金	基 礎	<p>手数料等収入としては、「国民年金勘定からの受入金」、「厚生保険特別会計年金勘定からの受入金」及び「年金保険者たる共済組合等からの拠出金」が該当する。</p> <p>「国民年金勘定からの受入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先がすべての項目となっている）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p> <p>「厚生保険特別会計年金勘定からの受入金」及び「年金保険者たる共済組合等からの拠出金」については、それぞれ1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
	国 民	<p>手数料等収入としては、「国民年金事業に係る保険料」が該当する。</p> <p>この手数料等収入については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		すべての項目となっている。歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	福祉	(該当なし)
	業務	手数料等収入としては、「国民年金勘定からの受入金」が該当する。 この手数料等収入については、複数の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出では費消先別に区分されているが、歳入では財源別に内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
15 労働保険	労災	手数料等収入としては、「徴収勘定からの受入金(徴収勘定の附属雑収入の相当額を除く。)」が該当する。 この手数料等収入については、複数の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
	雇用	手数料等収入としては、「徴収勘定からの受入金(徴収勘定の附属雑収入の相当額を除く。)」が該当する。 この手数料等収入については、複数の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されておらず、歳出でもその費消先が完全には区分されていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
	徴収	手数料等収入としては、「労災勘定からの受入金」及び「雇用勘定からの受入金」が該当する。 これら手数料等収入(及び)については、それぞれ複数の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出では費消先別に区分されているが、歳入では財源別に内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
16 食糧管理	国内米	(該当なし)
	国内麦	(該当なし)
	輸入	(該当なし)
	農作物	(該当なし)
	飼料	(該当なし)
	業務	手数料等収入としては、「食糧管理勘定(3勘定)からの受入金」及び「輸入飼料勘定からの受入金」並びに「農産物検査印紙の売渡収入」が該当する。 これら手数料等収入(ないし)については、それぞれ1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではそれぞれの内容が区分されているが、歳出では費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
	調整	(該当なし)
17 農業共済	基金	(該当なし)
	農業	手数料等収入としては、「農作物共済再保険事業の再保険料」及び「畑作物共済再保険事業の再保険料」が該当する。 これら手数料等収入(及び)については、それぞれ1種類の財源と

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		しての収入であるが、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、及び の手数料等収入別に歳入の内容とその費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
	家畜	手数料等収入としては、「家畜共済再保険事業の再保険料」が該当する。 この手数料等収入については、1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	果樹	手数料等収入としては、「果樹共済再保険事業の再保険料」が該当する。 この手数料等収入については、1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	園芸	(該当なし)
	業務	(該当なし)
18 森林保険		手数料等の収入としては、「保険料」が該当する。 この手数料等収入については、1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
19 漁船漁業	普通	手数料収入等としては、「普通保険再保険事業に関する再保険事業経営上の再保険料」、「漁船船主責任保険再保険事業に関する再保険事業経営上の再保険料」及び「漁船積荷保険再保険事業に関する再保険事業経営上の再保険料」が該当する。 これら手数料等収入( ないし )については、それぞれ1種類の財源としての収入であるが、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出ではそれぞれ費消先別に区分されているが、歳入では ないし の手数料等収入別に内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
	特殊	手数料収入等としては、「特殊保険に関する再保険事業経営上の再保険料」が該当する。 この手数料等収入については、1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	乗組員	手数料収入等としては、「漁船乗組員給与保険に係る再保険事業経営上の再保険料」が該当する。 この手数料等収入については、1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	漁業	(該当なし)
	業務	(該当なし)
20 農業経営		(該当なし)
21 国有林野	林野	(該当なし)
	治山	手数料等収入としては、「地方公共団体の負担金」が該当する。 この手数料等収入については、1種類の財源としての収入であり、歳入

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
22 国営土地		<p>手数料等収入としては、「土地改良工事に係る負担金及びその利子」、「受託工事に係る納付金」、「埋立等で生じた用地の売却代金及び貸付料」、「土地改良施設の共有持分の付与の対価」及び「旧八郎潟新農村建設事業団法の規定による負担金及びその利息」が該当する。</p> <p>「土地改良工事に係る負担金及びその利子」、「埋立等で生じた用地の売却代金及び賃借料」、「土地改良施設の共有持分の付与の対価」及び「旧八郎潟新農村建設事業団法の規定による負担金及びその利息」については、それぞれ複数の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p> <p>「受託工事に係る納付金」については、1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
23 貿易再保険		<p>手数料等収入としては、「再保険料」が該当する。</p> <p>この手数料等収入については、1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
24 特許		<p>手数料等収入としては、「特許印紙収入に係る受入金」、「特許料及び割増特許料その他工業所有権に関する登録料及び割増登録料(以下「特許料等」という。)」及び「特許の申請等に係る手数料その他工業所有権に関する事務に係る手数料(以下「特許申請等手数料」という。)」が該当する。このうち、特許印紙収入に係る受入金については、負担者が特許印紙をもって納付した特許料等及び特許申請等手数料が、いったん、郵政事業特別会計の収入とされた後、本会計に受け入れられたものである(特許法第107条第6項、第195条第8項等)。このため、本会計における手数料等収入としては、実際には、「特許料等についての特許印紙収入に係る受入金」及び「特許料等についての現金による納付金」並びに「特許申請等手数料についての特許印紙収入に係る受入金」及び「特許申請等手数料についての現金による納付金」が該当することとなる。</p> <p>これら手数料等収入(及び)については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では特許料等と特許申請等手数料の別に内容が区分されておらず(歳出では費消先がすべての項目となっている)歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、歳入の内容について、推測は可能である。</p>
25 自賠保障	保 障	<p>手数料等収入としては、「賦課金」、「他勘定(自動車事故対策勘定)からの受入金」及び「他勘定(保険料等充当交付金勘定)からの受入金」が該当する(平成14年度以降)。</p> <p>「賦課金」については、1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		<p>区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p> <p>「他勘定（自動車事故対策勘定）からの受入金」及び「他勘定（保険料等充当交付金勘定）からの受入金」については、それぞれ1種類の財源としての収入であるが、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されているが、歳出では費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p>
	事故	(該当なし)
	保険	<p>手数料等収入としては、「再保険料等」が該当する。</p> <p>この手数料等収入については、複数の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出では費消先別に区分されているものの、歳入では財源別に内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、財源内訳について、推測は可能である。</p>
26 道路		<p>手数料等収入としては、「地方負担金」、「国以外の者の負担金」及び「受託工事に係る納付金」が該当する。</p> <p>「地方負担金」については、1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p> <p>「国以外の者の負担金」及び「受託工事に係る納付金」については、それぞれ1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されているが、歳出ではそれぞれの費消先が区分されていないものの、その額は少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p>
27 治水	治水	<p>手数料等収入としては、「ダム勘定からの受入金」、「直轄治水事業の負担金」、「兼用工作物管理費用等の負担金」、「治水関係受託工事納付金」、「水資源開発公団法による負担金」及び「水資源開発公団法による納付金」が該当する。</p> <p>「ダム勘定からの受入金」、「兼用工作物管理費用等の負担金」及び「治水関係受託工事納付金」については、1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されているが、歳出では費消先別に区分されていないものの、その額は少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p> <p>「直轄治水事業の負担金」及び「水資源開発公団法による負担金」については、それぞれ1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p> <p>「水資源開発公団法による納付金」については、1種類の財源としての収入であるが、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p>
	ダム	<p>手数料等収入としては、「多目的ダム建設工事負担金」、「ダム使用権の設定予定者等の負担金」及び「多目的ダム関係受託工事納付金」が該当する。</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		これら手数料等収入（ ないし ）については、それぞれ1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
28 港湾	港 湾	<p>手数料等収入としては、「一般会計からの受入金」、「空港整備特別会計からの受入金」、「特定港湾施設工事勘定からの受入金」、「港湾管理者工事費負担金」及び「受託工事納付金」が該当する。</p> <p>「一般会計からの受入金」については、1種類の財源としての収入であるが、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに手数料等収入以外のほかの費用の財源分と区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p> <p>「空港整備特別会計からの受入金」及び「特定港湾施設工事勘定からの受入金」については、それぞれ1種類の財源としての収入であるが、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではそれぞれの内容が区分されているが、歳出では費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p> <p>「港湾管理者工事費負担金」については、1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p> <p>「受託工事納付金」については、1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されているが、歳出では費消先が区分されていないものの、その額は少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p>
	特 定	<p>手数料等収入としては、「港湾管理者工事費負担金」、「受益者工事費負担金」が該当する。</p> <p>これら手数料等収入（ 及び ）については、それぞれ1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
29 車検登録		<p>手数料等収入としては、「自動車検査登録印紙売渡収入」及び「一般会計からの受入金」が該当する。</p> <p>これら手数料等収入（ 及び ）については、それぞれ1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではそれぞれの内容が区分されているが、歳出では費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p>
30 都市開発		（該当なし）
31 空港		<p>手数料等収入としては、「国の空港の使用料収入」、「国土交通大臣が設置し、又は管理する第2種空港等における工事費用の地方公共団体の負担金（以下「地方公共団体の負担金」という。）」、「受託工事に係る納付金」及び「航空保安施設の検査手数料」が該当する。</p> <p>「国の空港の使用料収入」については、歳入歳出決定計算書及びその</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		<p>添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p> <p>「地方公共団体の負担金」については、1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されているものの、歳出では費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、航空局関係予算配分概要から推測可能である。</p> <p>「受託工事及に係る納付金」については、1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されているが、歳出では費消先が区分されていないものの、その額は少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p> <p>「航空保安施設の検査手数料」については、それぞれ1種類の財源としての収入であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>

(注) 当省の調査結果（関係資料8参照）に基づき作成した。



(2) 特定財源等

特定財源等（揮発油税、地方道路税等 10 種類）については、特定のサービスに要する費用に充てるため、受益者が特定の税として負担するものであり、その内容（特定財源等としての収納額と受入額）と費消先が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における特定財源等の内容と費消先の表示状況を調査分析した結果は、図表 2 - (3)のとおりである。

図表 2 - (3) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における特定財源等の内容と費消先等（総括表）  
特定財源等の内容と費消先（負担と受益の対応関係）

分析結果	特別会計名（勘定名）	勘定数	記号
歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	01 交付税（交付税）、 04 国債整理、08 電源開発（立地）	3	
歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先がすべての項目となっている）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。	09 エネルギー（石炭）	1	
歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、費消先の用途区分までは完全には明示されていないものの、その額は少額である。	08 電源開発（多様化）、09 エネルギー（石油）	2	
歳出では費消先別に区分されているものの、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、一般会計の決算参照書から特定可能である。	26 道路、31 空港	2	
合 計		8	

（注）図表 2 - (4)に基づき作成した。

特定財源等の財源（収納額と受入額の対応関係）

分析結果	特別会計名（勘定名）	勘定数	記号
特定財源等の収納額と本会計への受入額の対応関係は明らかにされている。	01 交付税（交付税）、 04 国債整理、08 電源開発（立地、多様化）、 09 エネルギー（石炭）	5	
各年度の特定財源等の収納額と本会計への受入額の対応関係は明示されているものの、留保額までは明示されていないが、計算は可能である。	09 エネルギー（石油）	1	
特定財源等の収納額と本会計への受入額の対応関係は明示されていないが、一般会計の決算参照書から特定可能である。	26 道路、31 空港	2	
合 計		8	

（注）図表 2 - (4)に基づき作成した。

図表 2 - (4) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における特定財源等の内容と費消先(特別会計別一覽表)

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
01 交付税	交付税	<p>特定財源等としては、地方譲与税譲与金（地方道路譲与税譲与金、石油ガス譲与税譲与金、自動車重量譲与税譲与金、航空機燃料譲与税譲与金、特別とん譲与税譲与金）の財源である「地方道路税」、「石油ガス税」、「自動車重量税」、「航空機燃料税」及び「特別とん税」が該当する。</p> <p>これら特定財源等（ないし）については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、これら特定財源等を収納したものが本勘定に直接帰属していることから、特定財源等の収納額と本勘定への受入額の関係は明らかとなっている。また、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
	交通	(該当なし)
02 登記		(該当なし)
03 財政融資		(該当なし)
04 国債整理		<p>特定財源等としては、「たばこ特別税の収入」が該当する。</p> <p>「たばこ特別税の収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、たばこ特別税を収納したものが本会計に直接帰属していることから、特定財源等の収納額と本会計への受入額の関係は明らかとなっている。また、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
05 外国為替		(該当なし)
06 産業投資	投資	(該当なし)
	整備	(該当なし)
07 地震再保険		(該当なし)
08 電源開発	立地	<p>特定財源等としては、「電源開発促進税の収入」が該当する。</p> <p>「電源開発促進税の収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、電源開発促進税を収納したものが本勘定に直接帰属していることから、特定財源等の収納額と本勘定への受入額の関係は明らかとなっている。また、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
	多様化	<p>特定財源等としては、「電源開発促進税の収入」が該当する。</p> <p>「電源開発促進税の収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、電源開発促進税を収納したものが本勘定に直接帰属していることから、特定財源等の収納額と本勘定への受入額の関係は明らかとなっている。また、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、費消先である目が、電源多様化対策の措置のどの措置に該当するかまでは完全には明示されていないものの、その額は少額である。</p>
09 エネルギー	石油	<p>特定財源等としては、「石油税の収入」が該当する。</p> <p>「石油税の収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、各年度の特定財源等の収納額と本勘定への受入額の関係は明示されているものの、留保額までは明示されていないが、計算は可能である。</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		また、歳入の内容とその費消先はともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、費消先である目が、石油及びエネルギー需給構造高度化対策のどの措置に該当するかまでは完全には明示されていないものの、その額は少額である。
	石 炭	<p>特定財源等としては、「関税収入」が該当する。</p> <p>「関税収入」については、平成 14 年度以降、歳入歳出予定計算書及びその添付書類において、関税を収納したものが本勘定に直接帰属していることから、特定財源等の収納額と本勘定への受入額の関係は明らかとなっている。また、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先がすべての項目となっている）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
10 特定国有財産		（該当なし）
11 厚生保険	健 康	（該当なし）
	年 金	（該当なし）
	児 童	（該当なし）
	業 務	（該当なし）
12 船員保険		（該当なし）
13 国立病院	病 院	（該当なし）
	療養所	（該当なし）
14 国民年金	基 礎	（該当なし）
	国 民	（該当なし）
	福 祉	（該当なし）
	業 務	（該当なし）
15 労働保険	労 災	（該当なし）
	雇 用	（該当なし）
	徴 収	（該当なし）
16 食糧管理	国内米	（該当なし）
	国内麦	（該当なし）
	輸 入	（該当なし）
	農作物	（該当なし）
	飼 料	（該当なし）
	業 務	（該当なし）
	調 整	（該当なし）
17 農業共済	基 金	（該当なし）
	農 業	（該当なし）
	家 畜	（該当なし）
	果 樹	（該当なし）
	園 芸	（該当なし）
	業 務	（該当なし）
18 森林保険		（該当なし）
19 漁船漁業	普 通	（該当なし）
	特 殊	（該当なし）

特別会計別		分析結果	
会計名	勘定名		
	乗組員	(該当なし)	
	漁業	(該当なし)	
	業務	(該当なし)	
20	農業経営	(該当なし)	
21	国有林野	林野	(該当なし)
		治山	(該当なし)
22	国営土地	(該当なし)	
23	貿易再保険	(該当なし)	
24	特許	(該当なし)	
25	自賠保障	保障	(該当なし)
		事故	(該当なし)
		保険	(該当なし)
26	道路	<p>特定財源等としては、「揮発油税の収入」及び「石油ガス税の収入」が該当する。</p> <p>これら特定財源等（及び）の収入については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、これら特定財源等の収納額は表示されていない。また、歳出では費消先別に区分されているが、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。ただし、一般会計の決算参照書において、特定財源等の収納額及び歳入の内容は、特定できる。</p>	
27	治水	治水	(該当なし)
		ダム	(該当なし)
28	港湾	港湾	(該当なし)
		特定	(該当なし)
29	車検登録	(該当なし)	
30	都市開発	(該当なし)	
31	空港	<p>特定財源等としては、「航空機燃料税の収入」が該当する。</p> <p>「航空機燃料税の収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、特定財源等の収納額は表示されていない。また、歳出では費消先別に区分されているが、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。ただし、一般会計の決算参照書において、特定財源等の収納額及び歳入の内容は、特定できる。</p>	

(注) 当省の調査結果(関係資料8参照)に基づき作成した。

### (3) 一般会計の負担・補助

一般会計の負担・補助については、国（一般会計）が特定のサービスに要する費用の財源を負担又は補助するものであり、その内容（算定事由別の積算額）と費消先が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。また、費消先がすべての歳出項目となる（又は費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）場合においても、歳入の内容が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における一般会計の負担・補助の内容と費消先の表示状況を調査分析した結果、図表2 - (5)のとおりである。

図表2 - (5) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における一般会計の負担・補助の内容と費消先（総括表）

分析結果	特別会計名（勘定名）	勘定数	記号
歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	13 国立病院（病院、療養所） 14 国民年金（業務） 17 農業共済（家畜、果樹、園芸） 19 漁船漁業（漁業） 21 国有林野（林野、治山） 27 治水（治水、ダム） 28 港湾（港湾、特定） 30 都市開発	14	
歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先がすべての項目となっている）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。	15 労働保険（労災） 16 食糧管理（飼料） 23 貿易再保険	3	
1種類の財源として受け入れ、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、財源の内容までは明示されていない。	10 特定国有財産、17 農業共済（業務） 20 農業経営	3	
歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先がすべての項目となっている、又は特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、財源の内容までは明示されていない。	14 国民年金（福祉） 16 食糧管理（調整）	2	
歳出では費消先別に区分されているものの、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料から歳入の内容は特定（推測）可能である。	01 交付税（交付税） 12 船員保険、22 国営土地、26 道路、31 空港	5	
歳出では費消先別に区分されている（又は費消先がすべての項目となっている）が、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	11 厚生保険（健康、児童） 14 国民年金（国民）	3	

分析結果	特別会計名(勘定名)	勘定数	記号
歳入の内容とその費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	11 厚生保険(年金、業務) 15 労働保険(雇用) 17 農業共済(農業) 19 漁船漁業(普通、業務)	6	
合 計		36	

(注) 図表2 - (6)に基づき作成した。

図表2 - (6) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における一般会計の負担・補助の内容と費消先(特別会計別一覧表)

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
01 交付税	交付税	一般会計の負担・補助については、2種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出では費消先別に区分されているものの、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料(決算の説明)から歳入の内容は推測可能である。
	交通	(該当なし)
02 登記		(該当なし) < 「手数料等収入」欄に掲載 >
03 財政融資		(該当なし)
04 国債整理		(該当なし) < 「事業収入等」欄に掲載 >
05 外国為替		(該当なし)
06 産業投資	投資	(該当なし)
	整備	(該当なし) < 「借入れ・証券発行等」欄に掲載 >
07 地震再保険		(該当なし)
08 電源開発	立地	(該当なし)
	多様化	(該当なし)
09 エネルギー	石油	(該当なし) < 「特定財源等」欄に掲載 >
	石炭	(該当なし)
10 特定国有財産		一般会計の負担・補助については、1種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、財源の内容までは明示されていない。なお、歳入歳出予定計算書においては、財源の内容を推定することができる。
11 厚生保険	健康	一般会計の負担・補助については、7種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出では費消先別にほぼ区分されているが、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
	年金	一般会計の負担・補助については、4種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
	児童	一般会計の負担・補助については、4種類の財源として受け入れており、

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出では費消先別に区分されているが、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
	業 務	一般会計の負担・補助については、2種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
12 船員保険		一般会計の負担・補助については、5種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出では費消先別にほぼ区分されているものの、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料（事業年報）から歳入の内容は推測可能である。
13 国立病院	病 院	一般会計の負担・補助については、2種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	療養所	一般会計の負担・補助については、2種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
14 国民年金	基 礎	（該当なし）
	国 民	一般会計の負担・補助については、5種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されておらず（歳出では費消先がすべての項目となっている）歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
	福 祉	一般会計の負担・補助については、1種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先がすべての項目となっている）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、財源の内容までは明示されていない。なお、歳入歳出予定計算書においては、財源の内容を推定することができる。
	業 務	一般会計の負担・補助については、1種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容（注）とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。 （注） 歳入の内容については、損益計算書において、財源の内容が分かる「利益科目」名が表示されている。
15 労働保険	労 災	一般会計の負担・補助については、1種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されている（注）ことから（歳出では費消先がすべての項目となっている）その歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。 （注） 歳入の内容については、損益計算書において、財源の内容が分かる「利益科目」名が表示されている。
	雇 用	一般会計の負担・補助については、3種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
	徴収	(該当なし)
16 食糧管理	国内米	(該当なし)
	国内麦	(該当なし)
	輸入	(該当なし)
	農産物	(該当なし)
	飼料	一般会計の負担・補助については、1種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。 (注) 歳入の内容については、損益計算書において、財源の内容が分かる「利益科目」名が表示されている。
	業務	(該当なし)
	調整	一般会計の負担・補助については、1種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、財源の内容までは明示されていない。なお、歳入歳出予定計算書においては、財源の内容を推定することができる。
17 農業共済	基金	(該当なし)
	農業	一般会計の負担・補助については、3種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
	家畜	一般会計の負担・補助については、2種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	果樹	一般会計の負担・補助については、1種類の財源(ただし、2種類の算定方法)として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容(注)とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。 (注) 歳入の内容については、歳入歳出決定計算書において、財源の内容が分かる「款」名が表示されている。
	園芸	一般会計の負担・補助については、1種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容(注)とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。 (注) 歳入の内容については、歳入歳出決定計算書において、財源の内容が分かる「款」名が表示されている。
	業務	一般会計の負担・補助については、1種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。



特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		ただし、財源の内容までは明示されていない。なお、歳入歳出予定計算書においては、財源の内容を推定することができる。
18 森林保険		(該当なし)
19 漁船漁業	普通	一般会計の負担・補助については、3種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
	特殊	(該当なし)
	乗組員	(該当なし)
	漁業	一般会計の負担・補助については、1種類の財源(ただし、2種類の算定方法)として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容(注)とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。 (注) 歳入の内容については、歳入歳出決定計算書において、財源の内容が分かる「款」名が表示されている。
	業務	一般会計の負担・補助については、4種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
20 農業経営		一般会計の負担・補助については、1種類の財源として受け入れており(平成14年度以降、一般会計の負担・補助は停止)歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、財源の内容までは明示されていない。なお、歳入歳出予定計算書においては、財源の内容を推定することができる。
21 国有林野	林野	一般会計の負担・補助(一般会計からの受入金及び治山勘定からの受入金)については、3種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	治山	一般会計の負担・補助については、3種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
22 国営土地		一般会計の負担・補助については、1種類の財源(ただし、一般会計の負担・補助のほかに受益者負担立替分を含む。)として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出では費消先別に区分されているものの、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料(新たな財務書類(平成13年度))から歳入の内容は推測可能である。
23 貿易再保険		一般会計の負担・補助については、1種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付資料において、歳入ではその内容が区分されている(注)ことから(歳出では費消先がすべての項目となっている)その歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。 (注) 歳入の内容については、貸借対照表において、財源の内容が分かる「貸方科目」

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		名が表示されている。
24 特許		(該当なし) <「その他の歳入」欄に掲載>
25 自賠保障	保 障	(該当なし)
	事 故	(該当なし) <「その他の歳入」欄に掲載>
	保 険	(該当なし)
26 道路		一般会計の負担・補助については、2種類の財源(ただし、一般会計の負担・補助のほかに特定財源等を含む。)として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出ではその費消先は区分されているが、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。ただし、一般会計の決算参照書において、歳入の内容は特定できる。
27 治水	治 水	一般会計の負担・補助については、5種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	ダ ム	一般会計の負担・補助については、1種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており(注) 歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。 (注) 歳入の内容については、事業実績表において、費消先別に区分して表示されている。
28 港湾	港 湾	一般会計の負担・補助については、4種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	特 定	一般会計の負担・補助については、1種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており(注) 歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。 (注) 歳入の内容については、事業実績表において、費消先別に区分して表示されている。
29 車検登録		(該当なし) <「手数料等収入」欄に掲載>
30 都市開発		一般会計の負担・補助については、1種類の財源として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付資料において、歳入の内容(注)とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。 (注) 歳入の内容については、貸借対照表において、財源の内容が分かる「貸方科目」名が表示されている。
31 空港		一般会計の負担・補助については、1種類の財源(ただし、一般会計の負担・補助のほかに特定財源等を含む。)として受け入れており、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出ではその費消先は区分されているが、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。ただし、一般会計の決算参照書において、歳入の内容は特定できる。

(注) 当省の調査結果(関係資料8参照)に基づき作成した。

(4) その他

ア 事業収入等

事業収入等（反則金、売払代金、納付金等）については、当該特別会計（勘定）で経理する事務や事業の実施等に伴うもので、受益者や国（一般会計）の負担を軽減することとなっているものや当該会計（勘定）の主たる収入となっているものがある。事業収入等は、受益者がサービスに要する経費を直接負担するものではないが、費消先が特定の歳出に限定されているものがあり、この場合、歳入の内容と費消先が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。また、費消先がすべての歳出項目となっている（又は費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）場合においても、歳入の内容が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における事業収入等の内容と費消先の表示状況を調査分析した結果は、図表2 - (7)のとおりである。

図表2 - (7) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における事業収入等の内容と費消先（総括表）

分 析 結 果	特別会計名（勘定名）	勘定数	記号
歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	01 交付税( 交通)、04 国債整理、06 産業投資( 整備)、11 厚生保険( 業務)、15 労働保険( 徴収)、20 農業経営、26 道路、27 治水( 治水)、28 港湾( 港湾)、30 都市開発	10	
歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先がすべての項目となっている、又は特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。	03 財政融資、05 外国為替、06 産業投資( 投資)、09 エネルギー( 石油、石炭)、10 特定国有財産、16 食糧管理( 国内米、国内麦、輸入、飼料、調整)、21 国有林野( 林野)、23 貿易再保険、25 自賠保障( 事故)、26 道路、30 都市開発、31 空港	17	
歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないものの（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、ほかの性質に分類される歳入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。	06 産業投資( 投資)	1	
歳入ではその内容が区分されているが、歳出では費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	11 厚生保険( 年金)、12 船員保険、14 国民年金( 国民)	3	
歳入ではその内容が区分されておらず（歳	17 農業共済( 基金)	1	

分 析 結 果	特別会計名（勘定名）	勘定数	記号
出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない、又は単一である）歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。			
合 計		3 2	

（注）図表2 - (8)に基づき作成した。また、「勘定数」欄は、延べ勘定数である。

図表2 - (8) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における事業収入等の内容と費消先(特別会計別一覧表)

特別会計別		分 析 結 果
会計名	勘定名	
01 交付税	交付税	(該当なし)
	交 通	事業収入等としては、「反則者納金」が該当する。 この事業収入等については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
02 登記		(該当なし)
03 財政融資		事業収入等としては、「財政融資資金の運用利殖金」及び「経過利子受入及び指定預金利子収入」が該当する。 これら事業収入等（及び）については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
04 国債整理		事業収入等としては、「一般会計からの受入金」、「特別会計からの受入金」及び「国債借換による収入金」が該当する。 これら事業収入等（ないし）については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
05 外国為替		事業収入等としては、「外国為替等の売買に伴って生じた利益の組入金」が該当する。 「外国為替等の売買に伴って生じた利益の組入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
06 産業投資	投 資	事業収入等としては、「出資に対する配当金」、「貸付金の償還金及び利子」及び「本会計に帰属する国庫納付金」が該当する。 「出資に対する配当金」及び「本会計に帰属する国庫納付金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。 「貸付金の償還金及び利子」については、歳入歳出決定計算書及び

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		その添付書類において、歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないもの（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）ほかの性質に分類される歳入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。
	整備	<p>事業収入等としては、「特別融資関係特別会計からの受入金」、「公共事業等資金貸付金の償還金」及び「日本政策投資銀行等への貸付金の償還金」が該当する。</p> <p>これら事業収入等（ないし）については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
07 地震再保険		（該当なし）
08 電源開発	立地	（該当なし）
	多様化	（該当なし）
09 エネルギー	石油	<p>事業収入等としては、「貸付金の償還金」及び「石油・ガス資源法による納付金」が該当する。</p> <p>これら事業収入等（及び）については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	石炭	<p>事業収入等としては、「附属雑収入（電源開発株式会社配当金収入）」が該当する。</p> <p>この事業収入等については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
10 特定国有財産		<p>事業収入等としては、「特定国有財産整備計画の実施により処分すべき国有財産その他この会計に所属する資産の処分による収入金」が該当する。</p> <p>この事業収入等については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
11 厚生保険	健康	（該当なし）
	年金	<p>事業収入等としては、「国民年金特別会計からの受入金（みなし基礎年金給付の財源）」が該当する。</p> <p>この事業収入等については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されているが、歳出では費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p>
	児童	（該当なし）
	業務	事業収入等としては、「児童手当法第20条第1項第1号の事業主から

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		<p>の拠出金（厚生年金保険法の規定する事業主からの拠出金）」が該当する。</p> <p>この事業収入等については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
12 船員保険		<p>事業収入等としては、「厚生保険特別会計業務勘定からの受入」が該当する。</p> <p>この事業収入等については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されているが、歳出では費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p>
13 国立病院	病 院	(該当なし)
	療養所	(該当なし)
14 国民年金	基 礎	(該当なし)
	国 民	<p>事業収入等としては、「基礎年金勘定からの受入金」が該当する。</p> <p>この事業収入等については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されているが、歳出では費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p>
	福 祉	(該当なし)
	業 務	(該当なし)
15 労働保険	労 災	(該当なし)
	雇 用	(該当なし)
	徴 収	<p>事業収入等としては、「労働保険料」及び「郵政事業特別会計からの受入金」が該当する。</p> <p>これら事業収入等（及び）については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
16 食糧管理	国内米	<p>事業収入等としては、「国内産米穀等の売払代金」及び「輸入食糧管理勘定からの受入金」が該当する。</p> <p>これら事業収入等（及び）については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	国内麦	<p>事業収入等としては、「国内産麦等の売払代金」が該当する。</p> <p>この事業収入等については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	輸 入	<p>事業収入等としては、「輸入食糧の売払代金」及び「米穀等及び麦等（飼料用を除く）の輸入に係る納付金」が該当する。</p> <p>これら事業収入等（及び）については、歳入歳出決定計算書及び</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		その添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	農作物	（該当なし）
	飼料	事業収入等としては、「輸入飼料の売払代金」及び「麦等（飼料用に限る）の輸入に係る納付金」が該当する。 これら事業収入等（及び）については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	業務	（該当なし）
	調整	事業収入等としては、「食糧管理勘定（3勘定）からの受入金」、「輸入飼料勘定からの受入金」及び「業務勘定からの受入金」が該当する。 これら事業収入等（ないし）については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
17 農業共済	基金	事業収入等としては、「農業勘定、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定からの受入金」が該当する。 この事業収入等については、歳出では費消先は単一であるが、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
	農業	（該当なし）
	家畜	（該当なし）
	果樹	（該当なし）
	園芸	（該当なし）
	業務	（該当なし）
18 森林保険		（該当なし）
19 漁船漁業	普通	（該当なし）
	特殊	（該当なし）
	乗組員	（該当なし）
	漁業	（該当なし）
	業務	（該当なし）
20 農業経営		事業収入等としては、「農地等の売渡代金及びその利子」、「農地等の賃貸料」、「農地保有の合理化に関する事業に係る貸付金の償還金」及び「農業改良資金貸付金の償還金」が該当する。 これら事業収入等（ないし）については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
21 国有林野	林 野	<p>事業収入等としては、「業務収入」及び「林野等売払代」が該当する。</p> <p>これら事業収入等（及び）については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	治 山	（該当なし）
22 国営土地		（該当なし）
23 貿易再保険		<p>事業収入等としては、「再保険支払後の回収金」及び「附属雑収入（代位取得債権収入、代位取得債権利子収入）」が該当する。</p> <p>これら事業収入等（及び）については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
24 特許		（該当なし）
25 自賠保障	保 障	（該当なし）
	事 故	<p>事業収入等としては、「貸付金の償還金」が該当する。</p> <p>この事業収入等については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	保 険	（該当なし）
26 道路		<p>事業収入等としては、「貸付金の償還金」及び「道路開発資金貸付金利子収入」が該当する。</p> <p>「貸付金の償還金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p> <p>「道路開発資金貸付金利子収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
27 治水	治 水	<p>事業収入等としては、「NTT無利子貸付金の償還金」が該当する。</p> <p>この事業収入等については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
	ダ ム	（該当なし）
28 港湾	港 湾	<p>事業収入等としては、「NTT無利子貸付の償還金」が該当する。</p> <p>この事業収入等については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>



特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
	特 定	(該当なし)
29 車検登録		(該当なし)
30 都市開発		<p>事業収入としては、「貸付金の償還金及び利子」が該当する。この貸付金については、さらに、「都市開発資金貸付法第1条の規定による貸付金に係るもの」及び「NTT無利子貸付金に係るもの」に分けられる。</p> <p>「都市開発資金貸付法第1条の規定による貸付金に係るもの」の償還金及び利子については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p> <p>「NTT無利子貸付金に係るもの」の償還金については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
31 空港		<p>事業収入等としては、「貸付金の償還金」が該当する。</p> <p>この事業収入等については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>

(注) 当省の調査結果（関係資料8参照）に基づき作成した。

## イ 運用収入

運用収入については、余裕金又は特別の資金（積立金等）を財政融資資金等に預託・寄託したものの運用利子を当該特別会計（勘定）の歳入とするものである。運用収入は、その多くにおいて、費消先が特定の歳出に限定されることとなっていないが、受益者や国（一般会計）の負担を軽減することとなるものであることから、その内容（運用の基となる資金別の運用収入額）が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。また、運用収入によっては、費消先が特定の歳出に限定されているものがあり、この場合は、歳入の内容と費消先が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における運用収入の内容と費消先の表示状況を調査分析した結果は、図表2-(9)のとおりである。

図表 2 - (9) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における運用収入の内容と費消先（総括表）

分 析 結 果	特別会計名（勘定名）	勘定数	記号
歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	01 交付税（ 交通 ） 04 国債整理 、 06 産業投資（ 整備 ） 26 道路、27 治水（ 治水、 ダム ） 31 空港	7	
歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。	02 登記、04 国債整理 、08 電源開発（ 立地、 多様化 ） 09 エネルギー（ 石油、 石炭 ） 10 特定国有財産、 11 厚生保険（ 業務 ） 14 国民年金（ 業務 ） 15 労働保険（ 徴収 ） 17 農業共済（ 基金、 果樹 ） 23 貿易再保険、 24 特許、25 自賠保障（ 保障、 事故、 保険 ） 29 車検登録	18	
歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないものの（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）当該運用収入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。	06 産業投資（ 投資 ）	1	
歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金（積立金及び余裕金）の別までは明示されていない。	05 外国為替、07 地震再保険、11 厚生保険（ 健康、 年金、 児童 ） 12 船員保険、13 国立病院（ 病院、 療養所 ） 14 国民年金（ 基礎、 国民 ） 15 労働保険（ 労災、 雇用 ） 17 農業共済（ 農業、 家畜、 園芸 ） 18 森林保険、19 漁船漁業（ 普通、 特殊、 乗組員 ） 20 農業経営	20	
歳入ではその内容が区分されておらず（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	30 都市開発	1	
合 計		47	

（注）図表 2 - (10)に基づき作成した。また、「勘定数」欄は、延べ勘定数である。

図表 2 - (10) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における運用収入の内容と費消先（特別会計別一覧表）

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
01 交付税	交付税	（該当なし）
	交通	運用収入としては、「附属雑収入（預託金利子収入）」が該当する。 「附属雑収入（預託金利子収入）」については、歳入歳出決定計算書及

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
02 登記		<p>運用収入としては、「附属雑収入（預託金利息収入）」が該当する。</p> <p>「附属雑収入（預託金利息収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
03 財政融資		（該当なし）
04 国債整理		<p>運用収入としては、「国債整理基金の運用益」及び「本会計に所属する株式及び出資持分に係る配当金」が該当する。</p> <p>「国債整理基金の運用益」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p> <p>「本会計に所属する株式及び出資持分に係る配当金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
05 外国為替		<p>運用収入としては、「外国為替資金の運営に基づく収益金」、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。</p> <p>「外国為替資金の運営に基づく収益金」、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では利息収入としてその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金（「外国為替資金」、「積立金」及び「余裕金」）の別までは明示されていない。</p>
06 産業投資	投資	<p>運用収入としては、「預託金利息収入」が該当する。</p> <p>「預託金利息収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないものの（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）当該運用収入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p>
	整備	<p>運用収入としては、「附属雑収入（預託金利息収入）」が該当する。</p> <p>「附属雑収入（預託金利息収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
07 地震再保険		<p>運用収入としては、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。</p> <p>「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金（「積立金」及び「余裕金」）の別までは明示されていない。
08 電源開発	立地	運用収入としては、「附属雑収入（預託金利息収入）」が該当する。 「附属雑収入（預託金利息収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	多様化	運用収入としては、「附属雑収入（預託金利息収入）」が該当する。 「附属雑収入（預託金利息収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
09 エネルギー	石油	運用収入としては、「附属雑収入（預託金利息収入）」が該当する。 「附属雑収入（預託金利息収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	石炭	運用収入としては、「附属雑収入（預託金利息収入）」が該当する。 「附属雑収入（預託金利息収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
10 特定国有財産		運用収入としては、「附属雑収入（預託金利息収入）」が該当する。 「附属雑収入（預託金利息収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
11 厚生保険	健康	運用収入としては、「事業運営安定資金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。 「事業運営安定資金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金（「事業運営安定資金」及び「余裕金」）の別までは明示されていない。
	年金	運用収入としては、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		<p>「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金（「積立金」及び「余裕金」）の別までは明示されていない。</p>
	児 童	<p>運用収入としては、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。</p> <p>「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金（「積立金」及び「余裕金」）の別までは明示されていない。</p>
	業 務	<p>運用収入としては、「附属雑収入（預託金利息収入）」が該当する。</p> <p>「附属雑収入（預託金利息収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
12 船員保険		<p>運用収入としては、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。</p> <p>「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金（「積立金」及び「余裕金」）の別までは明示されていない。</p>
13 国立病院	病 院	<p>運用収入としては、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。</p> <p>「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金（「積立金」及び「余裕金」）の別までは明示されていない。</p>
	療養所	<p>運用収入としては、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。</p> <p>「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		歳出に限定されることとなっていない) 歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金(「積立金」及び「余裕金」)の別までは明示されていない。
14 国民年金	基 礎	<p>運用収入としては、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。</p> <p>「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない) 歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金(「積立金」及び「余裕金」)の別までは明示されていない。</p>
	国 民	<p>運用収入としては、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。</p> <p>「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない) 歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金(「積立金」及び「余裕金」)の別までは明示されていない。</p>
	福 祉	(該当なし)
	業 務	<p>運用収入としては、「附属雑収入(預託金利息収入)」が該当する。</p> <p>「附属雑収入(預託金利息収入)」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない) 歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
15 労働保険	労 災	<p>運用収入としては、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。</p> <p>「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない) 歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金(「積立金」及び「余裕金」)の別までは明示されていない。</p>
	雇 用	<p>運用収入としては、「雇用安定資金から生ずる収入」、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。</p> <p>「雇用安定資金から生ずる収入」、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない) 歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		基となる資金（「雇用安定資金」、「積立金」及び「余裕金」）の別までは明示されていない。
	徴収	運用収入としては、「附属雑収入（預託金利息収入）」が該当する。 「附属雑収入（預託金利息収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
16 食糧管理	国内米	（該当なし）
	国内麦	（該当なし）
	輸入	（該当なし）
	農産物	（該当なし）
	飼料	（該当なし）
	業務	（該当なし）
	調整	（該当なし）
17 農業共済	基金	運用収入としては、「受入金の運用利息収入」が該当する。 「受入金の運用利息収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では費消先は単一であることから、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	農業	運用収入としては、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。 「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金（「積立金」及び「余裕金」）の別までは明示されていない。
	家畜	運用収入としては、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。 「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金（「積立金」及び「余裕金」）の別までは明示されていない。
	果樹	運用収入としては、「附属雑収入（預託金利息収入）」が該当する。 「附属雑収入（預託金利息収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	園芸	運用収入としては、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		<p>収入」が該当する。</p> <p>「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金（「積立金」及び「余裕金」）の別までは明示されていない。</p>
	業 務	（該当なし）
18 森林保険		<p>運用収入としては、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。</p> <p>「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金（「積立金」及び「余裕金」）の別までは明示されていない。</p>
19 漁船漁業	普 通	<p>運用収入としては、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。</p> <p>「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金（「積立金」及び「余裕金」）の別までは明示されていない。</p>
	特 殊	<p>運用収入としては、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。</p> <p>「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金（「積立金」及び「余裕金」）の別までは明示されていない。</p>
	乗組員	<p>運用収入としては、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。</p> <p>「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金（「積立金」及び「余裕金」）の別までは明示されていない。</p>



特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
	漁業	(該当なし)
	業務	(該当なし)
20 農業経営		<p>運用収入としては、「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」が該当する。</p> <p>「積立金から生ずる収入」及び「余裕金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では預託金利息収入としてその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金（「積立金」及び「余裕金」）の別までは明示されていない。</p>
21 国有林野	林野	(該当なし)
	治山	(該当なし)
22 国営土地		(該当なし)
23 貿易再保険		<p>運用収入としては、「附属雑収入（預託金利息収入）」が該当する。</p> <p>「附属雑収入（預託金利息収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
24 特許		<p>運用収入としては、「附属雑収入（預託金利息収入）」が該当する。</p> <p>「附属雑収入（預託金利息収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
25 自賠保障	保障	<p>運用収入としては、「附属雑収入（預託金利息収入）」が該当する。</p> <p>「附属雑収入（預託金利息収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	事故	<p>運用収入としては、「積立金から生ずる収入」が該当する。</p> <p>「積立金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	保険	<p>運用収入としては、「積立金から生ずる収入」が該当する。</p> <p>「積立金から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
26 道路		<p>運用収入としては、「附属雑収入（預託金利息収入）」が該当する。</p> <p>「附属雑収入（預託金利息収入）」については、歳入歳出決定計算書及</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
27 治水	治 水	運用収入としては、「附属雑収入（預託金利子収入）」が該当する。 「附属雑収入（預託金利子収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	ダ ム	運用収入としては、「附属雑収入（預託金利子収入）」が該当する。 「附属雑収入（預託金利子収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
28 港湾	港 湾	（該当なし）
	特 定	（該当なし）
29 車検登録		運用収入としては、「附属雑収入（預託金利子収入）」が該当する。 「附属雑収入（預託金利子収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
30 都市開発		運用収入としては、「附属雑収入（預託金利子収入）」が該当する。 「附属雑収入（預託金利子収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されておらず（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
31 空港		運用収入としては、「附属雑収入（預託金利子収入）」が該当する。 「附属雑収入（預託金利子収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。

（注）当省の調査結果（関係資料8参照）に基づき作成した。

## ウ 借入れ・証券発行等

借入れ・証券発行等については、当該特別会計以外から当該特別会計の責任により、特定の借入事由、又は特定の財源受入事由のために行われ、将来返済されるものであり、その内容（借入事由又は財源受入事由別の借入れ・証券発行等の内訳）と費消先が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。また、費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない場合においても、歳入の内容が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における借入れ・証券発行等の内容と費消先の表示状況を調査分析した結果は、図表2 - (11)のとおりである。

図表2 - (11) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における借入れ・証券発行等の内容と費消先  
(総括表)

分析結果	特別会計名(勘定名)	勘定数	記号
借入・財源受入事由が複数(又は1種類)あるが、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	11 厚生保険(健康) 13 国立病院(病院、療養所) 21 国有林野(治山) 22 国営土地、26 道路、27 治水(治水、ダム) 28 港湾(港湾) 31 空港	10	
借入・財源受入事由が1種類であり、歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないもの(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)ほかの性質に分類される歳入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。	16 食糧管理(国内米、国内麦、輸入、飼料、業務)	5	
借入・財源受入事由が1種類であり、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、借入・財源受入事由までは明示されていない。	01 交付税(交付税) 03 財政融資、13 国立病院(病院、療養所) 16 食糧管理(調整) 30 都市開発	6	
借入・財源受入事由が複数あるが、歳出では費消先別に区分されているものの、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、計算は可能である。	06 産業投資(整備)	1	
借入・財源受入事由が1種類であり、歳出では費消先別に区分されているものの、歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料から歳入の内容は推測可能である。	22 国営土地	1	
借入・財源受入事由が複数あるが、歳出では費消先別に区分されている(又は費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)が、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	21 国有林野(林野) 22 国営土地	2	
合 計		25	

(注) 図表2 - (12)に基づき作成した。また、「勘定数」欄は、延べ勘定数である。

図表 2 - (12) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における借入れ・証券発行等の内容と費消先  
(特別会計別一覧表)

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
01 交付税	交付税	借入れ・証券発行等としては、「借入金」が該当する。 「借入金」については、借入事由が1種類であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、借入事由までは明示されていない。なお、歳入歳出予定計算書においては、借入・財源受入事由を推定することができる。
	交通	(該当なし)
02 登記		(該当なし)
03 財政融資		借入れ・証券発行等としては、「財投債発行収入金」が該当する。 「財投債発行収入金」については、財源受入事由が1種類であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかになっている。ただし、財源受入事由までは明示されていない。なお、歳入歳出予定計算書においては、借入・財源受入事由を推定することができる。
04 国債整理		(該当なし)
05 外国為替		(該当なし)
06 産業投資	投資	(該当なし)
	整備	借入れ・証券発行等としては、「一般会計からの受入金(NTT株式活用事業の財源受入)」が該当する。 「一般会計からの受入金(NTT株式活用事業の財源受入)」については、財源受入事由が複数あり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出では費消先別に区分されているものの、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、計算は可能である。
07 地震再保険		(該当なし)
08 電源開発	立地	(該当なし)
	多様化	(該当なし)
09 エネルギー	石油	(該当なし)
	石炭	(該当なし) (注：平成14年度以降、借入金の制度がなくなったことから、該当なしとした。)
10 特定国有財産		(該当なし)
11 厚生保険	健康	借入れ・証券発行等としては、「借入金」が該当する。 「借入金」については、借入事由が複数あり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、それらは一括で表示されているが、内訳は推測できることから、歳入の内容とその消費先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかになる。
	年金	(該当なし)
	児童	(該当なし)
	業務	(該当なし)

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
12	船員保険	(該当なし)
13	国立病院	<p>借入れ・証券発行等としては、「借入金」及び「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」が該当する。</p> <p>「借入金」については、借入・財源受入事由が1種類であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先別がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、借入・財源受入事由までは明示されていない。なお、歳入歳出予定計算書においては、借入・財源受入事由を推定することができる。</p> <p>「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」については、借入・財源受入事由が1種類であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先別がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
	療養所	<p>借入れ・証券発行等としては、「借入金」及び「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」が該当する。</p> <p>「借入金」については、借入・財源受入事由が1種類であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先別がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、借入・財源受入事由までは明示されていない。なお、歳入歳出予定計算書においては、借入・財源受入事由を推定することができる。</p> <p>「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」については、借入・財源受入事由が1種類であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先別がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
14	国民年金	(該当なし)
	基礎	(該当なし)
	国民	(該当なし)
	福祉	(該当なし)
15	労働保険	(該当なし)
	業務	(該当なし)
	雇用	(該当なし)
16	食糧管理	(該当なし)
	国内米	<p>借入れ・証券発行等としては、「調整勘定からの受入(本勘定の経費の財源受入)」が該当する。</p> <p>「調整勘定からの受入(本勘定の経費の財源受入)」については、財源受入事由が1種類であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないもの(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)ほかの性質に分類される歳入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p>
	国内麦	<p>借入れ・証券発行等としては、「調整勘定からの受入(本勘定の経費の財源受入)」が該当する。</p> <p>「調整勘定からの受入(本勘定の経費の財源受入)」については、財源受入事由が1種類であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類におい</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		て、歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないもの(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)ほかの性質に分類される歳入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。
	輸 入	借入れ・証券発行等としては、「調整勘定からの受入(本勘定の経費の財源受入)」が該当する。 「調整勘定からの受入(本勘定の経費の財源受入)」については、財源受入事由が1種類であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないもの(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)ほかの性質に分類される歳入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。
	農産物	(該当なし)
	飼 料	借入れ・証券発行等としては、「調整勘定からの受入(本勘定の経費の財源受入)」が該当する。 「調整勘定からの受入(本勘定の経費の財源受入)」については、財源受入事由が1種類であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないもの(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)ほかの性質に分類される歳入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。
	業 務	借入れ・証券発行等としては、「調整勘定からの受入(本勘定の経費の財源受入)」が該当する。 「調整勘定からの受入(本勘定の経費の財源受入)」については、財源受入事由が1種類であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないもの(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)ほかの性質に分類される歳入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。
	調 整	借入れ・証券発行等としては、「食糧証券発行の収入金」が該当する。 「食糧証券発行の収入金」については、財源受入事由が1種類であるが、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、財源受入事由までは明示されていない。なお、歳入歳出予定計算書においては、借入・財源受入事由を推定することができる。
17 農業共済	基 金	(該当なし)
	農 業	(該当なし)
	家 畜	(該当なし)
	果 樹	(該当なし)
	園 芸	(該当なし)
	業 務	(該当なし)
18 森林保険		(該当なし)

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
19 漁船漁業	普通	(該当なし)
	特殊	(該当なし)
	乗組員	(該当なし)
	漁業	(該当なし)
	業務	(該当なし)
20 農業経営		(該当なし)
21 国有林野	林野	借入れ・証券発行等としては、「借入金」が該当する。 「借入金」については、借入事由が複数であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出では費消先別に区分されているが、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
	治山	借入れ・証券発行等としては、「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」が該当する。 「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」については、財源受入事由が複数あり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
22 国営土地		借入れ・証券発行等としては、「一般会計からの受入金(受益者負担の立替分)」、「借入金」及び「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」が該当する。 「一般会計からの受入金(受益者負担の立替分)」については、財源受入事由が1種類であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出では費消先別に区分されているものの、歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料(新たな財務書類(平成13年度))から歳入の内容は推測可能である。 「借入金」については、借入事由が複数あり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出では費消先別に区分されているが、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。 「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」については、財源受入事由が1種類であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
23 貿易再保険		(該当なし)
24 特許		(該当なし)
25 自賠保障	保障	(該当なし)
	事故	(該当なし)
	保険	(該当なし)
26 道路		借入れ・証券発行等としては、「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」が該当する。 「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」については、財

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		源受入事由が複数あり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
27 治水	治 水	借入れ・証券発行等としては、「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」が該当する。 「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」については、財源受入事由が複数あり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	ダ ム	借入れ・証券発行等としては、「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」が該当する。 「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」については、財源受入事由が1種類であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
28 港湾	港 湾	借入れ・証券発行等としては、「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」が該当する。 「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」については、財源受入事由が複数あり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	特 定	(該当なし)
29 車検登録		(該当なし)
30 都市開発		借入れ・証券発行等としては、「借入金」及び「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」が該当する。 「借入金」及び「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」については、借入・財源受入事由がそれぞれ1種類であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先別がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、借入・財源受入事由までは明示されていない。なお、歳入歳出予定計算書においては、借入・財源受入事由を推定することができる。
31 空港		借入れ・証券発行等としては、「借入金」及び「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」が該当する。 「借入金」については、借入事由が1種類であり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。 「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」については、財源受入事由が複数あるが、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。

(注) 当省の調査結果(関係資料8参照)に基づき作成した。



## エ 前年度からの受入れ等

前年度からの受入れ等については、前年度剰余金、前年度繰越資金又は特別の資金（積立金等）の受入れである。このうち、前年度繰越資金等費消先が特定の歳出に限定されている場合、歳入の内容と費消先が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。また、費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない場合においても、歳入の内容が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における前年度からの受入れ等の内容と費消先の表示状況を調査分析した結果は、図表2 - (13)のとおりである。

図表2 - (13) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における前年度からの受入れ等の内容と費消先（総括表）

分析結果	特別会計名（勘定名）	勘定数	記号
歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	11 厚生保険（業務） 12 船員保険、13 国立病院（病院、療養所） 15 労働保険（労災、雇用） 17 農業共済（家畜、果樹、園芸） 18 森林保険、19 漁船漁業（特殊、乗組員、漁業） 20 農業経営	14	
歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。	01 交付税（交付税、交通） 02 登記、04 国債整理、06 産業投資（投資、整備） 08 電源開発（立地、多様化） 09 エネルギー（石油、石炭） 10 特定国有財産、11 厚生保険（児童、業務） 13 国立病院（病院、療養所） 14 国民年金（基礎、福祉） 15 労働保険（徴収） 16 食糧管理（国内米、国内麦、輸入、業務） 17 農業共済（業務） 19 漁船漁業（業務） 20 農業経営、21 国有林野（治山） 22 国営土地、23 貿易再保険、24 特許、25 自賠保障（保障、事故、保険） 26 道路、27 治水（治水、ダム） 28 港湾（港湾、特定） 29 車検登録、30 都市開発、31 空港	40	
歳入の内容とその費消先がともに完全には区分されていないが、区分されていない歳入項目の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。	17 農業共済（農業）	1	
歳入ではその内容が区分されているが、歳出では費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	15 労働保険（雇用）	1	

分 析 結 果	特別会計名（勘定名）	勘定数	記号
歳出では費消先別に区分されているが、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	17 農業共済（ 基金）	1	
歳入の内容とその費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	14 国民年金（ 業務） 19 漁船漁業（ 普通）	2	
合 計		5 9	

（注）本図表は図表2 - (14)に基づき作成した。また、「勘定数」欄は、延べ勘定数である。

図表2 - (14) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における前年度からの受入れ等の内容と費消先（特別会計別一覧表）

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
01 交付税	交付税	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	交 通	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
02 登記		前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
03 財政融資		（該当なし）
04 国債整理		前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
05 外国為替		（該当なし）
06 産業投資	投 資	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	整備	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
07 地震再保険		（該当なし）
08 電源開発	立地	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	多様化	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
09 エネルギー	石油	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	石炭	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
10 特定国有財産		前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
11 厚生保険	健康	(該当なし)
	年金	(該当なし)
	児童	<p>前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。</p> <p>「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	業務	<p>前年度からの受入れ等としては、「特別保健福祉事業資金からの受入金」及び「前年度剰余金受入」が該当する。</p> <p>「特別保健福祉事業資金からの受入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p> <p>「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の翌年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
12 船員保険		<p>前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。</p> <p>「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では翌々年度の一般会計の負担・補助において精算されることから、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
13 国立病院	病院	<p>前年度からの受入れ等としては、「積立金からの受入」及び「前年度繰越資金受入」が該当する。</p> <p>「積立金からの受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先がすべての項目となる)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p> <p>「前年度繰越資金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
	療養所	<p>前年度からの受入れ等としては、「積立金からの受入」及び「前年度繰越資金受入」が該当する。</p> <p>「積立金からの受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先がすべての項目となる)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p> <p>「前年度繰越資金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
14 国民年金	基 礎	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	国 民	（該当なし）
	福 祉	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	業 務	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入の内容とその費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係が明確にされていない。
15 労働保険	労 災	前年度からの受入れ等としては、「前年度繰越資金受入」が該当する。 「前年度繰越資金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	雇 用	前年度からの受入れ等としては、「雇用安定資金からの受入金」、 「積立金からの受入金」及び「前年度からの受入」が該当する。 「雇用安定資金からの受入金」及び「積立金からの受入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されているが、歳出ではその費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。 「前年度からの受入」については、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	徴 収	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
16 食糧管理	国内米	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	国内麦	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	輸 入	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	農産物	(該当なし)
	飼 料	(該当なし)
	業 務	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	調 整	(該当なし)
17 農業共済	基 金	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出では費消先は特定される(単一)ものの、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
	農 業	前年度からの受入れ等としては、「前年度繰越資金受入」が該当する。 「前年度繰越資金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに完全には区分されていないが、区分されていない歳入項目の額が歳入総額の1割未満と少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明確となる。
	家 畜	前年度からの受入れ等としては、「前年度繰越資金受入」が該当する。 「前年度繰越資金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	果 樹	前年度からの受入れ等としては、「前年度繰越資金受入」が該当する。 「前年度繰越資金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	園 芸	前年度からの受入れ等としては、「前年度繰越資金受入」が該当する。 「前年度繰越資金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	業 務	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
18 森林保険		前年度からの受入れ等としては、「前年度繰越資金受入」が該当する。 「前年度繰越資金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
19 漁船漁業	普 通	前年度からの受入れ等としては、「前年度繰越資金受入」が該当する。 「前年度繰越資金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
	特 殊	前年度からの受入れ等としては、「前年度繰越資金受入」が該当する。 「前年度繰越資金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	乗組員	前年度からの受入れ等としては、「前年度繰越資金受入」が該当する。 「前年度繰越資金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	漁 業	前年度からの受入れ等としては、「前年度繰越資金受入」が該当する。 「前年度繰越資金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	業 務	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
20 農業経営		前年度からの受入れ等としては、「積立金からの受入金」及び「前年度剰余金受入」が該当する。 「積立金からの受入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
21 国有林野	林 野	(該当なし)
	治 山	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
22 国営土地		前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
23 貿易再保険		前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
24 特許		前年度からの受入等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
25 自賠保障	保 障	前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	事 故	前年度からの受入れ等としては、「積立金からの受入金」が該当する。 「積立金からの受入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入では、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	保 険	前年度からの受入れ等としては、「積立金からの受入金」(注)が該当する。 「積立金からの受入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。 (注) 平成13年度までは「前年度剰余金受入」であったが、平成14年度以降は



特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		「積立金からの受入金」に改正されているので、「前年度剰余金受入」の分析は省略した。
26 道路		<p>前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。</p> <p>「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
27 治水	治 水	<p>前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。</p> <p>「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	ダ ム	<p>前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。</p> <p>「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
28 港湾	港 湾	<p>前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。</p> <p>「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	特 定	<p>前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。</p> <p>「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
29 車検登録		<p>前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。</p> <p>「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
30 都市開発		<p>前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。</p> <p>「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
31 空港		前年度からの受入れ等としては、「前年度剰余金受入」が該当する。 「前年度剰余金受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されており、歳出では、費消先が歳出の前年度繰越額については歳出項目が区分され、それ以外については特定の歳出に限定されることとなっていないことから、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。

(注) 当省の調査結果(関係資料8参照)に基づき作成した。

## オ その他の歳入

その他の歳入については、前記1(1)アから1(3)エにおいて掲げたもの以外の歳入であり、その多くにおいて、費消先が特定の歳出に限定されることとなっていないが、歳入の内容が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。また、その他の歳入によっては、費消先が特定の歳出に限定されているものがあり、この場合は、歳入の内容と費消先が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類におけるその他の歳入の内容と費消先の表示状況を調査分析した結果は、図表2-(15)のとおりである。

図表2-(15) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類におけるその他の歳入の内容と費消先(総括表)

分析結果	特別会計名(勘定名)	勘定数	記号
歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	15 労働保険(徴収)、16 食糧管理(調整)	2	
歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。	01 交付税(交付税、交通)、02 登記、03 財政融資、04 国債整理、05 外国為替、06 産業投資(投資、整備)、07 地震再保険、08 電源開発(立地、多様化)、09 エネルギー(石油、石炭)、10 特定国有財産、11 厚生保険(健康、年金、児童)、12 船員保険、13 国立病院(病院、療養所)、14 国民年金(基礎、国民、福祉、業務)、15 労働保険(労災、雇用)、16 食糧管理(国内米、国内麦、輸入、飼料、業務)、17 農業共済	54	

分 析 結 果	特別会計名（勘定名）	勘定数	記号
	（ 農業、 家畜、 果樹、 業務 ） 18 森林保険、19 漁船漁業（ 普通、 業務 ） 20 農業経営、21 国有林野（ 林野、 治山 ） 22 国営土地、23 貿易再保険、24 特許 、25 自賠保障（ 保障、 事故、 保険 ） 26 道路、27 治水（ 治水、 ダム ） 28 港湾（ 港湾、 特定 ） 29 車検登録、31 空港		
歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないものの（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）当該歳入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。	16 食糧管理（ 国内米 、 国内麦 、 輸入 、 飼料 ）	4	
歳入ではその内容は区分されているが、歳出では費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	24 特許	1	
歳出では費消先別に区分されている（又は特定の歳出に限定されることとなっていない）が、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	11 厚生保険（ 業務 ） 15 労働保険（ 労災 、 雇用 ） 30 都市開発	4	
合 計		6 5	

（注）図表2 - (16)に基づき作成した。また、「勘定数」欄は、述べ勘定数である。

図表2 - (16) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類におけるその他の歳入の内容と費消先（特別会計別一覧表）

特別会計別		分 析 結 果
会計名	勘定名	
01 交付税	交付税	その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。 「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	交 通	その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。 「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		は明らかとなっている。
02 登記		<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
03 財政融資		<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)経過利息受入」及び「(目)指定預金利息収入」については、事業収入等として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
04 国債整理		<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
05 外国為替		<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
06 産業投資	投資	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	整備	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
07 地震再保険		<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		が特定の歳出に限定されることとなっていない) 歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
08 電源開発	立地	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目) 預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない) 歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	多様化	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目) 預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない) 歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
09 エネルギー	石油	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目) 預託金利息収入」については運用収入、「(目) 納付金」については事業収入等として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない) 歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	石炭	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目) 預託金利息収入」については運用収入、「(目) 電源開発株式会社配当金収入」については事業収入等として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない) 歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
10 特定国有財産		<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目) 預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない) 歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
11 厚生保険	健康	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない) 歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
	年金	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	児童	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	業務	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」及び「特別保健福祉事業に係る附属雑収入」が該当する。ただし、「附属雑収入」の「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されておらず（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p> <p>「特別保健福祉事業に係る附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されておらず（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p>
12 船員保険		<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
13 国立病院	病院	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	療養所	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
14 国民年金	基礎	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	国民	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	福祉	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	業務	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
15 労働保険	労災	<p>その他の歳入としては、「徴収勘定からの受入金（附属雑収入相当額）」及び「附属雑収入」が該当する。ただし、「附属雑収入」の「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「徴収勘定からの受入金（附属雑収入相当額）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されておらず（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	雇用	<p>その他の歳入としては、「徴収勘定からの受入金（附属雑収入相当額）」及び「附属雑収入」が該当する。</p> <p>「徴収勘定からの受入金（附属雑収入相当額）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されておらず（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	徴収	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
16 食糧管理	国内米	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」及び「調整勘定からの受入（調整勘定への繰入金の返戻金）」が該当する。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p> <p>「調整勘定からの受入（調整勘定への繰入金の返戻金）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないものの（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）当該歳入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p>
	国内麦	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」及び「調整勘定からの受入（調整勘定への繰入金の返戻金）」が該当する。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p> <p>「調整勘定からの受入（調整勘定への繰入金の返戻金）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないものの（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）当該歳入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p>
	輸入	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」、「調整勘定からの受入（調整勘定への繰入金の返戻金）」及び「農業共済再保険特別会計からの受入」が該当する。</p> <p>「附属雑収入」及び「農業共済再保険特別会計からの受入」（注）については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p> <p>「調整勘定からの受入（調整勘定への繰入金の返戻金）」については、</p>



特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		<p>歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないものの（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）当該歳入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p> <p>（注） 「農業共済再保険特別会計からの受入」については、農業共済支援法に基づく農業共済再保険特別会計農業勘定への特別措置に対する返済で13年度限りの歳入である。</p>
	農産物	（該当なし）
	飼料	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」及び「調整勘定からの受入（調整勘定への繰入金の返戻金）」が該当する。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p> <p>「調整勘定からの受入（調整勘定への繰入金の返戻金）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないものの（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）当該歳入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p>
	業務	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	調整	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入（指定預金利子収入）」が該当する。</p> <p>「附属雑収入（指定預金利子収入）」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入の内容及びその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
17 農業共済	基金	（該当なし）
	農業	<p>その他の歳入としては「附属雑収入」が該当する。ただし、「（目）預託金利子収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	家畜	<p>その他の歳入としては「附属雑収入」が該当する。ただし、「（目）預託金利子収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類に</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		<p>において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	果樹	<p>その他の歳入としては「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	園芸	(該当なし)
	業務	<p>その他の歳入としては、「農作物共済等に関する再保険事業の業務取扱から生ずる収入」が該当する。</p> <p>「農作物共済等に関する再保険事業の業務取扱から生ずる収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
18 森林保険		<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
19 漁船漁業	普通	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	特殊	(該当なし)
	乗組員	(該当なし)
	漁業	(該当なし)
	業務	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
20 農業経営		<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		<p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
21 国有林野	林 野	<p>その他の歳入としては、「雑収入」が該当する。ただし、「(目)利子収入」のうち預託金利子収入を除く。</p> <p>「雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	治 山	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
22 国営土地		<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
23 貿易再保険		<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)代位取得債権収入」及び「(目)代位取得債権利子収入」については事業収入等、「(目)預託金利子収入」については運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
24 特許		<p>その他の歳入としては、「一般会計からの受入金」及び「附属雑収入」が該当する。ただし、「附属雑収入」の「(目)預託金利子収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「一般会計からの受入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容は区分されているが、歳出では費消先が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
25 自賠保障	保 障	<p>その他の歳入としては、「収入金」、「過怠金」及び「附属雑収入」が該当する。ただし、附属雑収入の「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。なお、「附属雑収入」には、「収入金」及び「過怠金」を含んでいるが、それらの額(及び)は少額である。</p>
	事 故	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」及び「一般会計からの受入金」が該当する。ただし、附属雑収入の「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」及び「一般会計からの受入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	保 険	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
26 道路		<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については運用収入、「(目)道路開発資金貸付利息収入」については事業収入等として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
27 治水	治 水	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。</p>
	ダ ム	<p>その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。</p> <p>「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)歳入と歳出の対応関係</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		は明らかとなっている。
28 港湾	港 湾	その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。 「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
	特 定	その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。 「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
29 車検登録		その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。 「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。
30 都市開発		その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)預託金利息収入」については、運用収入として整理したため除く。 「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されておらず（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
31 空港		その他の歳入としては、「附属雑収入」が該当する。ただし、「(目)手数料」及び「(目)受託業務収入」については手数料等収入、「(目)預託金利息収入」については運用収入として整理したため除く。 「附属雑収入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入ではその内容が区分されていることから（歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない）歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。

(注) 当省の調査結果（関係資料8参照）に基づき作成した。

## 2 複数年度にわたる歳入と歳出の構造

### (1) 剰余金の内容

「剰余金」(注)については、当該年度の歳入決算額から歳出決算額を控除した額である歳計剰余金から、翌年度への繰越資金(歳出の翌年度繰越額、支払備金、未経過保険料等)額を控除したもので、その費消方法として、用途の限定のない翌年度の歳出の財源と翌年度以降における支出に備えるための財源に分けられ、そのための処理方法としては、翌年度の歳入に繰り入れるか、積立金等に積み立てる(組み入れる)こととなる。この「剰余金」は当該年度の歳入を後年度において費消するものであり、「剰余金」の費消方法ごとの額が明らかにされることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

(注) 歳計剰余金の費消方法としては、用途の限定のない翌年度の歳出の財源、翌年度の用途が限定されている繰越資金の財源、翌年度以降における支出に備えるための財源の3つがある。このうち、費消先又は費消年度が確定していないもの(と)が歳計剰余金の発生時点では用途の定まっていない「剰余」であり、これを「剰余金」としており、各特別会計法で定める剰余金等とは異なる場合がある。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における剰余金の額の表示状況を調査分析した結果は、図表2-(17)のとおりである。

図表2-(17) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における「剰余金」の額(総括表)

分析結果	特別会計名(勘定名)	勘定数	記号
「剰余金」の額が明らかにされている。	03 財政融資、05 外国為替、07 地震再保険、11 厚生保険(健康、年金、児童、業務)、12 船員保険、13 国立病院(病院、療養所)、14 国民年金(国民、業務)、15 労働保険(労災、雇用)、17 農業共済(農業、家畜、果樹、園芸)、18 森林保険、19 漁船漁業(普通、特殊、乗組員、漁業)、25 自賠保障(事故、保険)	25	
「剰余金」として表示されているものは歳計剰余金であるが、歳出の翌年度繰越額等の実績がないことから、「剰余金」の額が明らかとなっている。	01 交付税(交付税、交通)、06 産業投資(投資)、14 国民年金(基礎)、15 労働保険(徴収)、16 食糧管理(調整)、17 農業共済(基金、業務)、19 漁船漁業(業務)、20 農業経営、23 貿易再保険、25 自賠保障(保障)	12	
「剰余金」として表示されているものは歳計剰余金であり、「剰余金」の額が明らかにされていないが、「剰余金」の額の計算は可能である。また、ほかの公	04 国債整理	1	

分析結果	特別会計名(勘定名)	勘定数	記号
表資料において、明らかとなっている。			
「剰余金」として表示されているものは歳計剰余金であり、「剰余金」の額が明らかにされていないが、「剰余金」の額の計算は可能である。	02 登記、06 産業投資(整備) 08 電源開発(立地、多様化) 09 エネルギー(石油、石炭) 10 特定国有財産、14 国民年金(福祉) 16 食糧管理(国内米、国内麦、輸入、飼料、業務) 21 国有林野(治山) 22 国営土地、24 特許、26 道路、27 治水(治水、ダム) 28 港湾(港湾、特定) 29 車検登録、30 都市開発、31 空港	24	
合 計		62	

- (注) 1 図表2-(18)に基づき作成した。また、「勘定数」欄は、延べ勘定数である。  
2 「剰余金」の額については、特別会計によっては、その額が負のものもある。

図表2-(18) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における「剰余金」の額(特別会計別一覧表)

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
01 交付税	交付税	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であるが、歳出の翌年度繰越額の実績がないことから、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかとなっている。
	交通	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であるが、歳出の翌年度繰越額の実績がないことから、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかとなっている。
02 登記		剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは、歳計剰余金であり、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされていないが、計算は可能である。
03 財政融資		剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。
04 国債整理		剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされていない。ただし、「新たな特別会計財務書類」において、歳入歳出決算の概要として、歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額を控除した額が明らかとなっている。
05 外国為替		剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		が明らかにされている。
06 産業投資	投資	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であるが、歳出の翌年度繰越額の実績がないことから、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかとなっている。
	整備	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされていないが、計算は可能である。
07 地震再保険		剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされている。
08 電源開発	立地	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされていないが、計算は可能である。
	多様化	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされていないが、計算は可能である。
09 エネルギー	石油	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされていないが、計算は可能である。
	石炭	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされていないが、計算は可能である。
10 特定国有財産		剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされていないが、計算は可能である。
11 厚生保険	健康	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされている。
	年金	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされている。
	児童	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類にお



特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		いて、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。
	業 務	<p>特別保健福祉事業以外の事業に係るもの</p> <p>特別保健福祉事業以外の事業に係るものの剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。</p> <p>特別保健福祉事業に係るもの</p> <p>特別保健福祉事業に係るものの剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。</p>
12 船員保険		剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。
13 国立病院	病 院	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。
	療養所	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。
14 国民年金	基 礎	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であるが、歳出の翌年度繰越額の実績がないことから、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかとなっている。
	国 民	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。
	福 祉	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされていないが、計算は可能である。
	業 務	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。
15 労働保険	労 災	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。
	雇 用	<p>三事業以外の事業に係るもの</p> <p>三事業以外の事業に係るものの剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		<p>出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。</p> <p>三事業に係るもの</p> <p>三事業に係るものの剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。</p>
	徴収	<p>剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であるが、歳出の翌年度繰越額の実績がないことから、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかとなっている。</p>
16 食糧管理	国内米	<p>剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされていないが、計算は可能である。</p>
	国内麦	<p>剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされていないが、計算は可能である。</p>
	輸入	<p>剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされていないが、計算は可能である。</p>
	農産物	(該当なし)
	飼料	<p>剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされていないが、計算は可能である。</p>
	業務	<p>剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされていないが、計算は可能である。</p>
	調整	<p>剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であるが、歳出の翌年度繰越額の実績がないことから、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかとなっている。</p>
17 農業共済	基金	<p>剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であるが、歳出の翌年度繰越額の実績がないことから、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかとなっている。</p>
	農業	<p>剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		が明らかにされている。
	家 畜	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。
	果 樹	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。
	園 芸	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。
	業 務	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であるが、歳出の翌年度繰越額の実績がないことから、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかとなっている。
18 森林保険		剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。
19 漁船漁業	普 通	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。
	特 殊	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。
	乗組員	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。
	漁 業	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされている。
	業 務	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であるが、歳出の翌年度繰越額の実績がないことから、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかとなっている。
20 農業経営		剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であるが、歳出の翌年度繰越額の実績がないことから、剰余金の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかとなっている。
21 国有林野	林 野	(歳計剰余金の処理はしておらず、該当なし)
	治 山	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類にお

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		いて、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされていないが、計算は可能である。
22 国営土地		剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされていないが、計算は可能である。
23 貿易再保険		剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であるが、歳出の翌年度繰越額の実績がないことから、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかとなっている。
24 特許		剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされていないが、計算は可能である。
25 自賠保障	保 障	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であるが、歳出の翌年度繰越額の実績がないことから、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかとなっている。
	事 故	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、平成 13 年度の場合、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明確にされている。
	保 険	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明確にされている。
26 道路		剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされていないが、計算は可能である。
27 治水	治 水	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされていないが、計算は可能である。
	ダ ム	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされていないが、計算は可能である。
28 港湾	港 湾	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類にお

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		いて、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされていないが、計算は可能である。
	特 定	剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされていないが、計算は可能である。
29 車検登録		剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされていないが、計算は可能である。
30 都市開発		剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされていないが、計算は可能である。
31 空港		剰余金の処理に当たっては、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、剰余金として表示されているものは歳計剰余金であり、剰余金の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされていないが、計算は可能である。

（注）当省の調査結果（関係資料 8 参照）に基づき作成した。

(2) 借入れ・証券発行等の内容

借入れ・証券発行等については、借入れ・証券発行等が行われた年度に実施された事務事業に充てられたものか、あるいは前年度以前に実施された事務事業に係る借入れ・証券発行等の返済に充てられたものが明らかにされる（新規・借換えの別）、借入れ・証券発行等の返済期限が翌年度の負担となるものか、翌々年度以降の負担となるものが明らかにされる（返済期間の別）、借入れ・証券発行等を行うことから追加的に発生する支払利息の額が明らかにされる（元本・利息の返済の別）ことにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における借入れ・証券発行等の内容（新規・借換えの別、返済期間の別、元本・利息の返済の別）の表示状況を調査分析した結果は、図表2 - (19)のとおりである。

図表2 - (19) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における借入れ・証券発行等の内容（総括表）

新規・借換えの別

分析結果	特別会計名（勘定名）	勘定数	記号
新規・借換えの別が区分されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	31 空港	1	
新規・借換えの別が区分されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、一定の状況から推定可能である。	01 交付税（交付税）、11 厚生保険（健康）	2	
新規・借換えの別が区分されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料から新規・借換えの別は確認可能である。	21 国有林野（林野）	1	
新規・借換えの別が区分されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	13 国立病院（病院、療養所）、22 国営土地、30 都市開発	4	
合 計		8	

（注）図表2 - (20)に基づき作成した。また、「勘定数」欄は、延べ勘定数である。

返済期間の別

分析結果	特別会計名（勘定名）	勘定数	記号
返済期間の別が区分されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	11 厚生保険（健康）、16 食糧管理（国内米、国内麦、輸入、飼料、業務、調整）、21 国有林野（林野）	8	
返済期間の別が区分されておらず、年度間	03 財政融資	1	

分 析 結 果	特別会計名(勘定名)	勘定数	記号
をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、返済期間の別はほかの公表資料で確認可能である。			
返済期間の別が区分されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	13 国立病院( 病院、療養所) 22 国営土地、30 都市開発、31 空港	5	
合 計		14	

(注) 図表2 - (20)に基づき作成した。また、「勘定数」欄は、延べ勘定数である。

元本・利子の返済の別

分 析 結 果	特別会計名(勘定名)	勘定数	記号
元本・利子の返済の別が区分されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	11 厚生保険( 健康)	1	
元本・利子の返済の別が区分されていないが、これを算出することができることから、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかとなる。また、ほかの公表資料において、元本・利子の返済の別は確認可能である。	21 国有林野( 林野)	1	
元本・利子の返済の別が区分されていないが、これを算出することができることから、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかとなる。	01 交付税( 交付税) 03 財政融資、09 エネルギー( 石炭) 10 特定国有財産、13 国立病院( 病院、療養所) 16 食糧管理( 調整) 22 国営土地、26 道路、30 都市開発、31 空港	11	
元本・利子の返済の別が区分されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、元本・利子の返済の別はほぼ特定可能である。	16 食糧管理( 国内米、国内麦、輸入、飼料)	4	
合 計		17	

(注) 図表2 - (20)に基づき作成した。また、「勘定数」欄は、延べ勘定数である。

図表2 - (20) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における借入れ・証券発行等の内容(特別会計別一覧表)

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
01 交付税	交付税	「借入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、元本・利子の返済の別は明らかとなるものの、新規・借換えの別は明らかにされていないが、新規・借換えの別は推定可能である。返済期間は1年以内のみである。

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
	交通	(該当なし)
02 登記		(該当なし)
03 財政融資		「財投債」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、元本・利子の返済の別は明らかとなるものの、返済期間の別は明らかにされていないが、ほかの公表資料（財政投融资リポート等）から返済期間の別は確認可能である。「財投債」にあつては、新規・借換えの別はない。
04 国債整理		(該当なし)
05 外国為替		(該当なし)
06 産業投資	投資	(該当なし)
	整備	(該当なし)
07 地震再保険		(該当なし)
08 電源開発	立地	(該当なし)
	多様化	(該当なし)
09 エネルギー	石油	(該当なし)
	石炭	「借入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、元本・利子の返済の別は明らかとなる。本勘定は平成13年度をもって廃止されたものの、18年度までは借入金の償還を經理する勘定として暫定的に設置を延長されていることから、本勘定においては、新規借入れは行わず、返済期間も18年度までとなる。
10 特定国有財産		「借入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、元本・利子の返済の別は明らかとなる。平成13年度以降、新規借入れはない。
11 厚生保険	健康	「借入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、返済期間の別、元本・利子の返済の別は明らかにされているものの、新規・借換えの別は明らかにされていないが、新規・借換えの別は推定可能である。
	年金	(該当なし)
	児童	(該当なし)
	業務	(該当なし)
12 船員保険		(該当なし)
13 国立病院	病院	「借入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、元本・利子の返済の別は明らかとなるが、返済期間の別、新規・借換えの別は明らかにされていない。
	療養所	「借入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、元本・利子の返済の別は明らかとなるが、返済期間の別、新規・借換えの別は明らかにされていない。
14 国民年金	基礎	(該当なし)
	国民	(該当なし)
	福祉	(該当なし)



特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
	業 務	(該当なし)
15 労働保険	労 災	(該当なし)
	雇 用	(該当なし)
	徴 収	(該当なし)
16 食糧管理	国内米	「調整勘定からの受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、返済期間の別は明らかにされているが、元本・利子の返済の別は明らかにされていないものの、元本・利子の返済の別はほぼ特定可能である。また、新規・借換えの別はない。
	国内麦	「調整勘定からの受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、返済期間の別は明らかにされているが、元本・利子の返済の別は明らかにされていないものの、元本・利子の返済の別はほぼ特定可能である。また、新規・借換えの別はない。
	輸 入	「調整勘定からの受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、返済期間の別は明らかにされているが、元本・利子の返済の別は明らかにされていないものの、元本・利子の返済の別はほぼ特定可能である。また、新規・借換えの別はない。
	農産物	(該当なし)
	飼 料	「調整勘定からの受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、返済期間の別は明らかにされているが、元本・利子の返済の別は明らかにされていないものの、元本・利子の返済の別はほぼ特定可能である。また、新規・借換えの別はない。
	業 務	「調整勘定からの受入」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、返済期間の別は明らかにされているが、返済は元本のみである。また、新規・借換えの別はない。
	調 整	「食糧証券」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、返済期間の別は明らかにされており、元本・利子の返済の別は明らかとなる。また、新規・借換えの別はない。
17 農業共済	基 金	(該当なし)
	農 業	(該当なし)
	家 畜	(該当なし)
	果 樹	(該当なし)
	園 芸	(該当なし)
	業 務	(該当なし)
18 森林保険		(該当なし)
19 漁船漁業	普 通	(該当なし)
	特 殊	(該当なし)
	乗組員	(該当なし)
	漁 業	(該当なし)
	業 務	(該当なし)
20 農業経営		(該当なし)

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
21 国有林野	林 野	「借入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、返済期間の別は明らかにされており、元本・利子の返済の別は明らかとなるものの、新規・借換えの別は明らかにされていないが、ほかの公表資料（国有林野事業の決算概要）から元本・利子の返済の別とともに新規・借換えの別も確認可能である。
	治 山	（該当なし）
22 国営土地		「借入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、元本・利子の返済の別は明らかとなるが、新規・借換えの別、返済期間の別は明らかにされていない。
23 貿易再保険		（該当なし）
24 特許		（該当なし）
25 自賠保障	保 障	（該当なし）
	事 故	（該当なし）
	保 険	（該当なし）
26 道路		「借入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、元本・利子の返済の別は明らかとなる。平成6年度以降、新規借入れはない。
27 治水	治 水	（該当なし）
	ダ ム	（該当なし）
28 港湾	港 湾	（該当なし）
	特 定	（該当なし）
29 車検登録		（該当なし）
30 都市開発		「借入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、元本・利子の返済の別は明らかとなるが、新規・借換えの別、返済期間の別は明らかにされていない。
31 空港		「借入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、新規・借換えの別は明らかにされており、元本・利子の返済の別は明らかとなるが、返済期間の別は明らかにされていない。

（注）当省の調査結果（関係資料8参照）に基づき作成した。

### 3 歳入と歳出の構造に係る詳細情報

#### (1) セグメント（区分単位）情報

##### ア 経理対象事業等別

各特別会計における経理対象事業等については、各特別会計法で定められているが、一の特別会計又は勘定において経理される経理対象事業等が複数ある場合には、経理対象事業等別の歳入と歳出が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における経理対象事業等別セグメント情報（事業部門別、地域別の会計情報）の表示状況を調査分析した結果は、図表2 - (21)のとおりである。

図表2 - (21) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における経理対象事業等別セグメント情報（総括表）

分析結果	特別会計名（勘定名）	勘定数	記号
歳入、歳出ともに経理対象事業等別に区分されており、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	22 国営土地、27 治水(ダム)	2	
歳入又は歳出のいずれか一方のみが経理対象事業等別に区分されているが、区分されていない歳入又は歳出の額はその総額の1割未満と少額であることから、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。	11 厚生保険(業務)	1	
歳入、歳出ともに経理対象事業等別に区分されていないが、区分されていない歳入、歳出の額はそれぞれの総額の1割未満と少額（又は区分されていない内容は、工事諸費等事務事業に付随するもので少額）であることから、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。	01 交付税(交付税)、16 食糧管理(業務)、21 国有林野(治山)、26 道路、27 治水(治水)、28 港湾(港湾)、29 車検登録、31 空港	8	
歳入、歳出ともに区分されておらず（ただし、いずれか一方は、総額に占める割合が1割未満と少額）経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	20 農業経営	1	
歳入、歳出ともに区分されておらず、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	17 農業共済(農業)、19 漁船漁業(普通)、30 都市開発	3	
合 計		15	

(注) 図表2 - (22)に基づき作成した。

図表 2 - (22) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における経理対象事業等別セグメント情報（特別会計別一覧表）

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
01 交付税	交付税	<p>本勘定においては、設置の目的として、地方交付税及び地方譲与税の配付に関する政府の経理を明確にすることを掲げている（交付税特別会計法第1条）。また、この勘定の処理によって配付するものとして、地方特例交付金があり、これは、交付税や譲与税とは明確に区分して経理することとするものとなっている。このようなことから、本勘定における経理対象事業等としては、「地方交付税の配付」、「地方譲与税の配付」及び「地方特例交付金の配付」が該当する。</p> <p>これら経理対象事業等（ないし）については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入、歳出ともに、経理対象事業等別に完全に区分されていないが、区分されていない歳入、歳出の額がそれぞれの総額の1割未満と少額であることから、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p>
	交通	（該当なし）
02 登記		（該当なし）
03 財政融資		（該当なし）
04 国債整理		（該当なし）
05 外国為替		（該当なし）
06 産業投資	投資	（該当なし）
	整備	（該当なし）
07 地震再保険		（該当なし）
08 電源開発	立地	（該当なし）
	多様化	（該当なし）
09 エネルギー	石油	（該当なし）
	石炭	（該当なし）
10 特定国有財産		（該当なし）
11 厚生保険	健康	（該当なし）
	年金	（該当なし）
	児童	（該当なし）
	業務	<p>本会計における経理対象事業等としては、「健康保険事業及び厚生年金保険事業の業務取扱に係る事務並びに児童手当拠出金の徴収に係る事務」及び「特別保健福祉事業」が該当する（厚生保険特別会計法第1条及び附則第19条）。</p> <p>これら経理対象事業等（及び）については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出では経理対象事業等別に区分されているが、歳入では、経理対象事業等別に区分されていないものの、区分されていない歳入の額が歳入総額の1割未満と少額であり、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p>
12 船員保険		（該当なし）

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
13 国立病院	病 院	(該当なし)
	療養所	(該当なし)
14 国民年金	基 礎	(該当なし)
	国 民	(該当なし)
	福 祉	(該当なし)
	業 務	(該当なし)
15 労働保険	労 災	(該当なし)
	雇 用	(該当なし)
	徴 収	(該当なし)
16 食糧管理	国内米	(該当なし)
	国内麦	(該当なし)
	輸 入	(該当なし)
	農作物	(該当なし)
	飼 料	(該当なし)
	業 務	<p>本勘定における経理対象事業等としては、「本会計の人件費、事務費等の管理」及び「農産物の検査」が該当する(食糧管理特別会計法第1条及び第6条の3)。</p> <p>これら経理対象事業等(及び)については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入、歳出ともに、経理対象事業等別に区分されていないが、区分されていない歳入、歳出の額がそれぞれの総額の1割未満と少額であることから、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p>
調 整	(該当なし)	
17 農業共済	基 金	(該当なし)
	農 業	<p>本勘定においては、農作物共済に関する再保険事業経営上の再保険料をもって歳入、同事業経営上の再保険金をもって歳出となっており、また、畑作物共済に関する再保険事業経営上の再保険料をもって歳入、また、同事業経営上の再保険金をもって歳出となっており(農業共済再保険特別会計法第3条)本勘定における経理対象事業等としては、「農作物共済に関する再保険事業」及び「畑作物共済に関する再保険事業」が該当する。</p> <p>これら経理対象事業等(及び)については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入、歳出ともに経理対象事業等別に区分されておらず、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p>
	家 畜	(該当なし)
	果 樹	(該当なし)
	園 芸	(該当なし)
	業 務	(該当なし)
	18 森林保険	

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
19 漁船漁業	普通	<p>本勘定においては、歳入項目として、「普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に関する再保険事業経営上の再保険料」(漁業保険特別会計法第3条)とあり、普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に関する政府による再保険事業の再保険料率はこれらの事業ごとに定められている。また、基になる各保険事業は被保険者が異なる場合がある。このようなことから、本勘定における経理対象事業等としては、「普通保険再保険事業に関する再保険経営上の再保険」、「漁船船主責任保険再保険事業に関する再保険経営上の再保険」及び「漁船積荷保険再保険事業に関する再保険経営上の再保険」が該当する。</p> <p>これら経理対象事業等(ないし)については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入、歳出ともに経理対象事業等別に区分されておらず、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p>
	特殊	(該当なし)
	乗組員	(該当なし)
	漁業	(該当なし)
	業務	(該当なし)
20 農業経営		<p>本会計における経理対象事業等としては、「農地保有合理化措置」、「農業改良資金の貸付」及び「就農支援資金貸付」が該当する(農業経営基盤強化特別会計法第1条)。</p> <p>これら経理対象事業等(ないし)については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳出では、経理対象事業等別に区分されていないが、区分されていない歳出の額が歳出総額に占める割合は1割未満と少額である。一方、歳入では、経理対象事業等別に区分されておらず、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p>
21 国有林野	林野	(該当なし)
	治山	<p>本勘定における経理対象事務事業等としては、「直轄治山事業」、「都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金の交付」、「直轄災害復旧治山事業の管理」及び「NTT無利子貸付」が該当する(国有林野事業特別会計法第1条第3項及び附則第13条)。</p> <p>これら経理対象事業等(ないし)については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入、歳出ともに、経理対象事業等別に区分されていないが、ある程度推測は可能であり、また、推測できない内容は、経理対象事業等に付随するもので少額であることから、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p>
22 国営土地		<p>本会計における経理対象事務事業等としては、「国営土地改良工事(土地改良法により国が行う土地改良事業の工事)」、「受託工事(国</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		<p>営土地改良工事と関連がある工事で国が委託に基づき施行するもの)及び「直轄調査(国営土地改良事業に関する調査で国が行うもの)」が該当する(国営土地改良事業特別会計法第1条)。</p> <p>これら経理事務事業等(ないし)については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入、歳出ともに事務事業ごとに区分しており、事務事業ごとの歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
23	貿易再保険	(該当なし)
24	特許	(該当なし)
25	自賠保障	保 障 (該当なし)
		事 故 (該当なし)
		保 険 (該当なし)
26	道路	<p>本会計における経理対象事業等としては、「道路整備事業(道路の整備事業、国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付)」「道路整備特別会計法第1条第1項」「附帯工事」(道路整備特別会計法第1条第2項)「受託工事」(道路整備特別会計法第1条第2項)「NTT無利子貸付」(道路整備特別会計法附則第17項、ただし、平成15年4月1日以降は、同法附則第18項)及び「本州四国連絡橋公団への無利子貸付」(道路整備特別会計法附則第25項、ただし、平成15年4月1日以降は、同法附則第26項)が該当する。</p> <p>これら経理対象事業等(ないし)については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入、歳出ともに、経理対象事業等別に区分されていないが、ある程度推測は可能であり、また、推測できない内容は、経理対象事業等に付随するもので少額であることから、経理対象事業別の歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p>
27	治水	<p>本勘定における経理対象事業等としては、「直轄治水事業」、「治水関係受託工事」、「災害復旧事業、海岸保全施設工事及び災害復旧等関係受託工事の管理事務」、「一級河川等管理事務」、「地方公共団体への補助金等交付」、「水資源開発公団への交付金交付」、「PFI事業者への無利子貸付(決算実績なし)」、「独立行政法人土木研究所への交付金等交付」及び「NTT無利子貸付」が該当する(治水特別会計法第1条及び附則第29項)。</p> <p>これら経理対象事業等(ないし)については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入、歳出ともに、経理対象事業等別に区分されていないが、ある程度推測は可能であり、また、推測できない内容は、経理対象事業等に付随するもので少額であることから、経理対象事業別の歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p>
	ダム	<p>本勘定における経理対象事業等としては、「多目的ダム建設工事」及び「多目的ダム関係受託工事」が該当する(治水特別会計法第1条)。</p> <p>これら経理対象事業等(及び)については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入、歳出ともに、経理対象事業等別に区</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		分されており、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
28 港湾	港 湾	<p>本勘定における経理対象事業等としては、「直轄港湾整備事業」、「港湾整備関係受託工事」、「一般会計所属港湾関係工事の管理」、「空港整備特別会計所属空港関係工事の管理」、「港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金の交付」、「港湾整備事業で広域臨海環境整備センターが行う廃棄物埋立護岸の建設又は改良の事業に係る補助金の交付」、「特定用途港湾施設の建設又は改良事業に係る港湾管理者への貸付」、「港湾整備事業で外貿埠頭の建設を行う法人への貸付」、「港湾整備事業で民間都市開発推進機構への貸付」及び「NTT無利子貸付」が該当する（港湾整備特別会計法第1条及び附則第19項）。</p> <p>これら経理対象事業等（ないし）については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入、歳出ともに、経理対象事業等別に区分されていないが、ある程度推測は可能であり、また、推測できない内容は、経理対象事業等に付随するもので少額であることから、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p>
	特 定	（該当なし）
29 車検登録		<p>本会計における経理対象事業等としては、「自動車の検査及び登録並びに指定自動車整備事業の指定に係る事務」及び「自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務」が該当する（自動車検査登録特別会計法第1条）。</p> <p>これら経理対象事業等（及び）については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入、歳出ともに、経理対象事業等別に区分されていないが、区分されていない歳入、歳出の額がそれぞれの総額の1割未満と少額であることから、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p>
30 都市開発		<p>本会計における経理対象事業等としては、都市開発資金貸付法第1条各項の規定による「地方公共団体に対する貸付」、「都市基盤整備公団に対する貸付」、「地域振興整備公団に対する貸付」、「土地開発公社に対する貸付」、「民間都市開発推進機構に対する貸付」及び「NTT無利子貸付」が該当する（都市開発資金融通特別会計法第1条及び附則第2項）。</p> <p>これら経理対象事業等（ないし）については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入、歳出ともに、経理対象事業等別に区分されておらず、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p>
31 空港		<p>本会計における経理対象事業等としては、「空港整備事業（空港の設置・改良・災害復旧・維持その他の管理に関する事業、空港の周辺における騒音障害防止等に関する事業及びこれらの事業についての出資</p>



特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		<p>金・負担金・交付金・貸付金で、NTT無利子貸付事業を含む)、 「航空保安職員研修施設の管理及び運営」、 「飛行検査業務等(航空保安施設の検査、航空交通の安全の確保のための検査・調査に関する業務)」、 「関連工事(空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事)」、 「受託工事及び受託業務(関連工事で委託に基づき施行するもの及び飛行検査業務等で委託に基づき行うもの)」及び「地方航空局事務所所掌事務」が該当する(空港整備特別会計法第1条及び附則第14項)。</p> <p>これら経理対象事業等(ないし)については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、歳入、歳出ともに、経理対象事業等別に区分されていないが、ある程度推測は可能であり、また、推測できない内容は、経理対象事業等に付随するもので少額であることから、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。</p>

(注) 当省の調査結果(関係資料8参照)に基づき作成した。

## イ 工事箇所等別

工事箇所等については、特定の工事箇所等別に負担の徴収単位が異なる場合があるが、その場合には、工事箇所等別(負担の徴収単位別)の歳入と歳出が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における工事箇所等別の歳入と歳出の内容と費消先の表示状況を調査分析した結果は、図表2-(23)のとおりである。

図表2-(23) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における工事箇所等別のセグメント情報(総括表)

分析結果	特別会計名(勘定名)	勘定数	記号
工事箇所等別に区分されており、工事箇所等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	22 国営土地、27 治水(ダム)、 28 港湾(特定)	3	
工事箇所等別に区分されておらず、工事箇所等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料から推測可能である。	21 国有林野(林野、治山)、 26 道路、27 治水(治水)、28 港湾(港湾) 31 空港	6	
工事箇所等別に区分されておらず、工事箇所等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	13 国立病院(病院、療養 所)	2	
合	計	11	

(注) 図表2-(24)に基づき作成した。

図表 2 - (24) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における工事箇所等別セグメント情報（特別会計別一覧表）

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
01 交付税	交付税	(該当なし)
	交通	(該当なし)
02 登記		(該当なし)
03 財政融資		(該当なし)
04 国債整理		(該当なし)
05 外国為替		(該当なし)
06 産業投資	投資	(該当なし)
	整備	(該当なし)
07 地震再保険		(該当なし)
08 電源開発	立地	(該当なし)
	多様化	(該当なし)
09 エネルギー	石油	(該当なし)
	石炭	(該当なし)
10 特定国有財産		(該当なし)
11 厚生保険	健康	(該当なし)
	年金	(該当なし)
	児童	(該当なし)
	業務	(該当なし)
12 船員保険		(該当なし)
13 国立病院	病院	<p>本勘定において経理される国立病院及び国立高度専門医療センターについては、厚生労働省の指示に基づき、経営合理化を推進するため、施設箇所ごとに事業計画の作成や経常収支の把握などを行っている。なお、事業計画においては、歳入は、施設箇所ごとの診療収入見込額等の自主財源や一般会計からの受入金で算定されている。</p> <p>これら施設については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、施設箇所別に区分された歳入と歳出は表示されておらず、施設箇所別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p> <p>なお、国立高度専門医療センターを除き、国立病院は、平成 16 年度に独立行政法人国立病院機構に移行するが、同機構においては、施設ごとに財務書類を作成することとなっている（独立行政法人国立病院機構法第 14 条第 1 項）。</p>
	療養所	<p>本勘定において経理される国立療養所及び国立高度専門医療センターについては、厚生労働省の指示に基づき、経営合理化を推進するため、施設箇所ごとに事業計画の作成や経常収支の把握などを行っている。なお、事業計画においては、歳入は、施設箇所ごとの診療収入見込額等の自主財源や一般会計からの受入金で算定されている。</p> <p>これら施設については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、施設箇所別に区分された歳入と歳出は表示されておらず、施設箇所</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。 なお、国立高度専門医療センターを除き、国立療養所は、平成16年度に独立行政法人国立病院機構に移行するが、同機構においては、施設ごとに財務書類を作成することとなっている（独立行政法人国立病院機構法第14条第1項）。
14 国民年金	基礎	（該当なし）
	国民	（該当なし）
	福祉	（該当なし）
	業務	（該当なし）
15 労働保険	労災	（該当なし）
	雇用	（該当なし）
	徴収	（該当なし）
16 食糧管理	国内米	（該当なし）
	国内麦	（該当なし）
	輸入	（該当なし）
	農産物	（該当なし）
	飼料	（該当なし）
	業務	（該当なし）
	調整	（該当なし）
17 農業共済	基金	（該当なし）
	農業	（該当なし）
	家畜	（該当なし）
	果樹	（該当なし）
	園芸	（該当なし）
	業務	（該当なし）
18 森林保険		（該当なし）
19 漁船漁業	普通	（該当なし）
	特殊	（該当なし）
	乗組員	（該当なし）
	漁業	（該当なし）
	業務	（該当なし）
20 農業経営		（該当なし）
21 国有林野	林野	国有林野事業は、全国の森林管理局等によって、管理経営が行われている。 国有林野事業については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、森林管理局等別に区分された歳入と歳出は表示されておらず、森林管理局等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、国有林野事業統計書から推測可能である。
	治山	直轄治山事業等については、保安施設事業に要する費用に係るものにあつては、その事業によって利益を受ける都道府県がその一部を負担す

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		ることとなっている（森林法第46条第1項、地すべり等防止法第28条第1ないし第3項） 直轄治山事業等については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、都道府県別に区分された歳入と歳出は表示されておらず、都道府県別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、都道府県知事等あて直轄負担金精算通知等から推測可能である。
22 国営土地		歳入及び歳出並びに資産及び負債については、土地改良工事、受託工事及び直轄工事に区分し、さらに、土地改良工事について、負担金の算定の単位となる工事ごとに区分することとなっている（国営土地改良事業特別会計法第4条及び同法施行令第1条） 土地改良工事については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、工事箇所等別に区分された歳入と歳出は表示されており、工事箇所等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
23 貿易再保険		（該当なし）
24 特許		（該当なし）
25 自賠保障	保 障	（該当なし）
	事 故	（該当なし）
	保 険	（該当なし）
26 道路		直轄道路工事等については、例えば、国土交通大臣による国道の新設・改築に要する費用は、当該国道の区域にある都道府県がその一部を負担することとなっている（道路法第50条第1項） 直轄道路工事等については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、道路別に区分された歳入と歳出は表示されておらず、道路別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、都道府県知事等あて直轄負担金精算通知から推測可能である。
27 治水	治 水	直轄治水工事等については、例えば、一級河川の管理（改修工事等）に要する費用に係るものにあつては、当該一級河川の区域にある都道府県がその一部を負担することとなっている（河川法第60条） 直轄治水工事等については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、河川別に区分された歳入と歳出は表示されておらず、河川別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、都道府県知事等あて直轄負担金精算通知から推測可能である。
	ダ ム	多目的ダム建設工事については、多目的ダム建設工事と多目的ダム関係受託工事に区分し、さらに、多目的ダム建設工事について、ダム別（特定ダム法第7条第1項による負担金の算定の単位となる工事ごと）に区分して整理することとなっている（治水特別会計法第6条及び同法施行令第1条の2） 多目的ダム建設工事については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、ダム別に区分された歳入と歳出は表示されており、ダム別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
28 港湾	港 湾	<p>直轄港湾整備事業等については、例えば、重要港湾においては、港湾ごとに港湾管理者があり、その港湾管理者が港湾施設等の建設改良工事に要する費用を負担することとなっている（港湾法第42条）。</p> <p>直轄港湾整備事業等については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、港湾別に区分された歳入と歳出は表示されておらず、港湾別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、都道府県知事等あて直轄負担金精算通知から推測可能である。</p>
	特 定	<p>特定港湾施設工事等については、特定港湾施設工事にあつては港湾管理者の負担金の算定の単位となる工事ごと、企業合理化関係港湾工事にあつては受益者の負担金の算定の単位となる工事ごと、直轄港湾整備事業に係る工事にあつては港湾ごと等、又は受託工事の区分に従って整理しなければならないこととなっている（港湾整備特別会計法第6条）。</p> <p>特定港湾施設工事等については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、特定港湾別に区分された歳入と歳出は表示されており、特定港湾別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
29 車検登録		(該当なし)
30 都市開発		(該当なし)
31 空港		<p>空港整備事業については、第二種空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路等の新設又は改良の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその3分の2を、当該空港の存する都道府県がその3分の1をそれぞれ負担することとなっている（空港整備法第6条第1項）。</p> <p>空港整備事業については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、地方負担金について空港別に区分された歳入と歳出は表示されておらず、空港別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、都道府県知事あて負担金精算通知及び航空局関係予算配分概要から負担金の額及び空港別の事業費は推測可能である。</p>

(注) 当省の調査結果（関係資料8参照）に基づき作成した。

(2) 累積情報

ア 特別の資金

特別の資金（積立金等）については、翌年度以降における支出に備えるために保有しており、将来の歳入と歳出に影響を与えるものであり、特別の資金別の残高が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における特別の資金（積立金等）別の残高の表示状況を調査分析した結果、図表2 - (25)のとおりとなっている。

図表2 - (25) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における特別の資金の累積情報（総括表）

分析結果	特別会計名（勘定名）	勘定数	記号
毎年度の積立等残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	03 財政融資、05 外国為替、06 産業投資（投資）11 厚生保険（健康、年金、児童、業務）12 船員保険、13 国立病院（病院、療養所）14 国民年金（国民）15 労働保険（労災、雇用）17 農業共済（農業、家畜、園芸）18 森林保険、19 漁船漁業（普通、特殊、乗組員）20 農業経営	21	
毎年度の積立等残高が特定できず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	07 地震再保険、25 自賠保障（事故、保険）	3	
合 計		24	

(注) 1 図表2 - (26))に基づき作成した。

2 平成14年度決算から作成される「新たな特別会計財務書類」において、その作成基準（「新たな特別会計財務書類について」（平成15年6月30日付け財政制度等審議会報告））に基づき特別の資金の残高を表示することとなっている。

図表2 - (26) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における特別の資金の累積情報（特別会計別一覧表）

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
01 交付税	交付税	（該当なし）
	交通	（該当なし）
02 登記		（該当なし）
03 財政融資		特別の資金としては、「積立金」が該当する。 「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
04 国債整理		（該当なし）
05 外国為替		特別の資金としては、「積立金」が該当する。 「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
06 産業投資	投資	<p>特別の資金としては、「産業投資資金」が該当する。</p> <p>「産業投資資金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「産業投資資金」の残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
	整備	(該当なし)
07 地震再保険		<p>特別の資金としては、「積立金」が該当する。</p> <p>「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p>
08 電源開発	立地	(該当なし)
	多様化	(該当なし)
09 エネルギー	石油	(該当なし)
	石炭	(該当なし)
10 特定国有財産		(該当なし)
11 厚生保険	健康	<p>特別の資金としては、「事業運営安定資金」が該当する。</p> <p>「事業運営安定資金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「事業運営安定資金」の残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
	年金	<p>特別の資金としては、「積立金」が該当する。</p> <p>「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
	児童	<p>特別の資金としては、「積立金」が該当する。</p> <p>「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
	業務	<p>特別の資金としては、「特別保健福祉事業資金」が該当する。</p> <p>「特別保健福祉事業資金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「特別保健福祉事業資金」の残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
12 船員保険		<p>特別の資金としては、「積立金」が該当する。</p> <p>「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
13 国立病院	病院	<p>特別の資金としては、「積立金」が該当する。</p> <p>「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
	療養所	特別の資金としては、「積立金」が該当する。 「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
14 国民年金	基礎	(該当なし)
	国民	特別の資金としては、「積立金」が該当する。 「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	福祉	(該当なし)
	業務	(該当なし)
15 労働保険	労災	特別の資金としては、「積立金」が該当する。 「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	雇用	特別の資金としては、「積立金」及び「雇用安定資金」が該当する。 「積立金」及び「雇用安定資金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」及び「雇用安定資金」の残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	徴収	(該当なし)
16 食糧管理	国内米	(該当なし)
	国内麦	(該当なし)
	輸入	(該当なし)
	農産物	(該当なし)
	飼料	(該当なし)
	業務	(該当なし)
	調整	(該当なし)
17 農業共済	基金	(該当なし)
	農業	特別の資金としては、「積立金」が該当する。 「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	家畜	特別の資金としては、「積立金」が該当する。 「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	果樹	(該当なし)
	園芸	特別の資金としては、「積立金」が該当する。 「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその



特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	業 務	(該当なし)
18 森林保険		特別の資金としては、「積立金」が該当する。 「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
19 漁船漁業	普 通	特別の資金としては、「積立金」が該当する。 「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	特 殊	特別の資金としては、「積立金」が該当する。 「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	乗組員	特別の資金としては、「積立金」が該当する。 「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	漁 業	(該当なし)
	業 務	(該当なし)
20 農業経営		特別の資金としては、「積立金」が該当する。 「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
21 国有林野	林 野	(該当なし)
	治 山	(該当なし)
22 国営土地		(該当なし)
23 貿易再保険		(該当なし)
24 特許		(該当なし)
25 自賠保障	保 障	(該当なし)
	事 故	特別の資金としては、「積立金」が該当する。 「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
	保 険	特別の資金としては、「積立金」が該当する。 「積立金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、毎年度の「積立金」の積立残高が表示されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
26 道路		(該当なし)
27 治水	治 水	(該当なし)

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
	ダ ム	(該当なし)
28 港湾	港 湾	(該当なし)
	特 定	(該当なし)
29 車検登録		(該当なし)
30 都市開発		(該当なし)
31 空港		(該当なし)

(注) 当省の調査結果(関係資料8参照)に基づき作成した。

## イ 出資・貸付け

出資・貸付けについては、将来の歳入と歳出に影響を与える可能性があり、出資先・貸付先別の残高が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における出資先・貸付先の残高の表示状況を調査分析した結果、図表2-(27)のとおりとなっている。

図表2-(27) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における出資・貸付けの累積情報(総括表)

分析結果	特別会計名(勘定名)	勘定数	記号
出資先別残高・貸付先別残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	04 国債整理、06 産業投資(整備) 11 厚生保険(健康、年金) 12 船員保険、14 国民年金(国民) 15 労働保険(労災、雇用) 17 農業共済(基金) 20 農業経営、 21 国有林野(林野) 23 貿易再保 険、25 自賠保障(保障、事故)	14	
主要な貸付先別残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。	06 産業投資(整備)	1	
出資残高・貸付残高は明らかにされているものの、出資先・貸付先までは特定できないが、ほかの公表資料から出資先別残高・貸付先別残高は特定可能である。	06 産業投資(投資) 30 都市開発	2	
出資先別残高・貸付先別残高が特定されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料から出資先別残高・貸付先別残高は特定可能である。	08 電源開発(多様化) 09 エネル ギー(石油、石炭) 21 国有林 野(治山) 22 国営土地、24 特許、 26 道路、27 治水(治水) 28 港湾 (港湾) 29 車検登録、31 空港	11	
合	計	28	

(注) 1 図表2-(28)に基づき作成した。また、「勘定数」欄は、述べ勘定数である。

2 なお、平成14年度決算から作成される「新たな特別会計財務書類」において、その作成基準(「新たな特別会計財務書類について」(平成15年6月30日付け財政制度等審議会報告))に基づき出資先別・貸付先別の残高を表示することとなっている。

図表 2 - (28) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における出資・貸付けの累積情報(特別会計別一覧表)

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
01 交付税	交付税	(該当なし)
	交通	(該当なし)
02 登記		(該当なし)
03 財政融資		(該当なし)
04 国債整理		出資・貸付けとしては、出資として「日本たばこ産業株式会社株券」、「日本電信電話株式会社株券」及び「帝都高速度交通営団出資持分」が該当する。 これら出資( ないし )に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資先別残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
05 外国為替		(該当なし)
06 産業投資	投資	出資・貸付けとしては、出資として「出資金」が、貸付けとして「貸付金」が該当する。 これら出資・貸付けに係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資残高及び貸付残高は明らかにされているものの、出資先・貸付先までは特定できないが、ほかの公表資料(財政統計金融月報等)から出資先別残高・貸付先別残高は特定可能である。
	整備	出資・貸付けとしては、貸付けとして「貸付金」及び「他会計への繰入金」が該当する。 「貸付金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、すべての貸付先別に貸付残高は表示されていないが、主要な貸付先は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。 「他会計への繰入金」については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、繰入先別の残額は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
07 地震再保険		(該当なし)
08 電源開発	立地	(該当なし)
	多様化	出資・貸付けとしては、出資として「新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資」及び「核燃料サイクル開発機構に対する出資」が該当する。 これら出資( 及び )に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資先別残高が特定できず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料(新たな財務書類(平成13年度)等)から出資先別残高は特定可能である。
09 エネルギー	石油	出資・貸付けとしては、出資として「石油公団に対する出資」、「新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資」及び「産業基盤整備基金に対する出資」が該当する。 これら出資( ないし )に係る累積情報については、歳入歳出決定

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		計算書及びその添付書類において、出資先別残高が特定できず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料(新たな財務書類(平成13年度)等)から出資先別残高は特定可能である。
	石炭	出資・貸付けとしては、出資として「電源開発株式会社に対する出資」(旧石石特別会計法第3条第3項)及び「地域振興整備公団に対する出資」(旧石石特別会計法第3条第4項)が該当する。 これら出資(及び)に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資先別残高が特定できず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料(新たな財務書類(平成13年度)等)から出資先別残高は特定可能である。
10	特定国有財産	(該当なし)
11	厚生保険	健康 出資・貸付けとしては、出資として「社会保険診療報酬支払基金に対する出資」が該当する。 この出資に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資先別残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
		年金 出資・貸付け等としては、出資として「年金資金運用基金に対する出資」が該当する。 この出資に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資先別残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
		児童 (該当なし)
		業務 (該当なし)
12	船員保険	出資・貸付けとしては、出資として「社会保険診療報酬支払基金に対する出資」及び「年金資金運用基金に対する出資」が該当する。 これら出資(及び)に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資先別残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
13	国立病院	病院 (該当なし)
		療養所 (該当なし)
14	国民年金	基礎 (該当なし)
		国民 出資・貸付けとしては、出資として「年金資金運用基金に対する出資」が該当する。 この出資に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資先別残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
		福祉 (該当なし)
		業務 (該当なし)
15	労働保険	労災 出資・貸付けとしては、出資として「独立行政法人産業安全研究所に対する出資」、「独立行政法人産業医学総合研究所に対する出資」及

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		び「労働福祉事業団に対する出資」が該当する。 これら出資（ないし）に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資先別残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	雇用	出資・貸付けとしては、出資として「雇用・能力開発機構に対する出資」、「日本障害者雇用促進協会に対する出資」及び「日本労働研究機構に対する出資」が該当する。 これら出資（ないし）に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資先別残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	徴収	(該当なし)
16 食糧管理	国内米	(該当なし)
	国内麦	(該当なし)
	輸入	(該当なし)
	農産物	(該当なし)
	飼料	(該当なし)
	業務	(該当なし)
	調整	(該当なし)
17 農業共済	基金	出資・貸付けとしては、貸付けとして「農業勘定等への繰入金」が該当する。 「農業勘定への繰入金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、貸付先別残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	農業	(該当なし)
	家畜	(該当なし)
	果樹	(該当なし)
	園芸	(該当なし)
	業務	(該当なし)
18 森林保険		(該当なし)
19 漁船漁業	普通	(該当なし)
	特殊	(該当なし)
	乗組員	(該当なし)
	漁業	(該当なし)
	業務	(該当なし)
20 農業経営		出資・貸付けとしては、貸付けとして「農地保有合理化促進対策に対する貸付」、「農業改良に対する貸付」及び「就農支援に対する貸付」が該当する。 これら貸付け（ないし）に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、貸付先別残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
21 国有林野	林野	出資・貸付けとしては、出資として「緑資源公団に対する出資」及

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		<p>び 「土別軌道株式会社に対する出資」が該当する。</p> <p>これら出資（及び）に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資先別残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
	治山	<p>出資・貸付けとしては、貸付けとして「NTT無利子貸付」が該当する。</p> <p>この貸付けに係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、貸付先別残高が特定できず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料（新たな財務書類（平成13年度））から貸付先別残高は特定可能である。</p>
22 国営土地		<p>出資・貸付けとしては、出資として「独立行政法人北海道開発土木研究所に対する出資」が該当する。</p> <p>この出資に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資先別残高が特定できず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料（国有財産情報公開システムの国有財産一件別情報）から出資先別残高は特定可能である。</p>
23 貿易再保険		<p>出資・貸付けとしては、出資として「独立行政法人日本貿易保険に対する出資」が該当する。</p> <p>この出資に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資先別残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
24 特許		<p>出資・貸付けとしては、出資として「独立行政法人産業技術総合研究所に対する出資」が該当する。</p> <p>この出資に係る累積情報については、歳入歳出決定計算及びその添付書類において、出資先別残高が特定できず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料（国有財産情報公開システムの国有財産一件別情報）から出資先別残高は特定可能である。</p>
25 自賠保障	保障	<p>出資・貸付としては、貸付として「一般会計への繰入（注）」が該当する。</p> <p>（注） 一般会計の厳しい財政運営の状況に対応して、平成6年度財政特例法及び平成7年度財政特例法に基づき、一般会計に繰り入れたもので、後年度において、その繰入金相当額及びこれらの繰入がなかった場合に生じていたと見込まれる運用収入相当額を一般会計から受け入れることとなっている。</p> <p>この貸付の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、貸付先別残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
	事故	<p>出資・貸付けとしては、出資として「自動車事故対策センターに対する出資」が、貸付けとして「自動車事故対策センターに対する貸付」及び「一般会計への繰入（注）」が該当する。</p> <p>（注） 一般会計の厳しい財政運営の状況に対応して、平成6年度財政特例法及び</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		<p>平成7年度財政特別法に基づき、一般会計に繰り入れたもので、後年度において、その繰入金相当額及びこれらの繰入がなかった場合に生じていたと見込まれる運用収入相当額を一般会計から受け入れることとなっている。</p> <p>これら出資・貸付け（ないし）の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資先別残高・貸付先別残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
	保 険	（該当なし）
26 道路		<p>出資・貸付けとしては、出資として「日本道路公団に対する出資」、「首都高速道路公団に対する出資」、「阪神高速道路公団に対する出資」、「本州四国連絡橋公団に対する出資」、「独立行政法人土木研究所に対する出資」及び「独立行政法人北海道開発土木研究所に対する出資」が、貸付けとして「本会計で経理する道路整備事業としての貸付」及び「NTT無利子貸付」が該当する。</p> <p>これら出資・貸付け（ないし）に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資先別残高・貸付先別残高が特定できず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料（新たな財務書類（平成13年度）等）から出資先別残高・貸付先別残高は特定可能である。</p>
27 治水	治 水	<p>出資・貸付けとしては、出資として「独立行政法人土木研究所に対する出資」及び「独立行政法人北海道開発土木研究所に対する出資」が、貸付けとして「NTT無利子貸付」が該当する。</p> <p>これら出資・貸付け（ないし）に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資先別残高・貸付先別残高が特定できず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料（新たな財務書類（平成13年度）等）から出資先別残高・貸付先別残高は特定可能である。</p>
	ダ ム	（該当なし）
28 港湾	港 湾	<p>出資・貸付けとしては、出資として「独立行政法人港湾空港技術研究所に対する出資」及び「独立行政法人北海道開発土木研究所に対する出資」が、貸付けとして「特定用途港湾施設の建設又は改良事業に係る港湾管理者に対する貸付」、「港湾整備事業で外貿附埠頭の建設を行う法人に対する貸付」、「港湾整備事業で民間都市開発推進機構に対する貸付」及び「NTT無利子貸付」が該当する。</p> <p>この出資・貸付け（ないし）に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資先別残高・貸付先別残高が特定できず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料（新たな財務書類（平成13年度）等）から出資先別残高・貸付先別残高は特定可能である。</p>
	特 定	（該当なし）
29 車検登録		<p>出資・貸付けとしては、出資として「独立行政法人交通安全環境研究所の設立に伴う出資」が該当する。</p>

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		この出資に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資先別残高が特定できず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料（新たな財務書類（平成13年度）等）から出資先別残高は特定可能である。
30 都市開発		出資・貸付けとしては、貸付けとして 「都市開発に対する貸付」、 「都市開発に対する特別貸付（NTT無利子貸付）」及び 「都市開発事業用地取得推進に対する貸付」が該当する。 これら貸付け（ないし）に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、貸付内容別残高は明らかにされているものの、貸付先までは特定できないが、ほかの公表資料（新たな財務書類（平成13年度））から貸付先別残高は特定可能である。
31 空港		出資・貸付けとしては、出資として 「新東京国際空港公団に対する出資」、 「関西国際空港株式会社に対する出資」、 「中部国際空港株式会社に対する出資」、 「空港周辺整備機構に対する出資」、 「独立行政法人港湾空港技術研究所に対する出資」、 「独立行政法人電子航法研究所に対する出資」及び 「独立行政法人航空大学校に対する出資」が、貸付けとして 「航空機騒音対策事業に対する貸付」、 「関西国際空港整備事業に対する貸付」及び 「中部国際空港整備事業に対する貸付（NTT無利子貸付を含む）」が該当する。 これら出資・貸付け（ないし）に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、出資先別残高・貸付先別残高が特定できず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料（新たな財務書類（平成13年度）等）から出資先別残高・貸付先別残高は特定可能である。

（注）当省の調査結果（関係資料8参照）に基づき作成した。

## ウ 一般会計の負担・補助の繰延べ

一般会計の負担・補助の繰延べ（注）については、一般会計の財政負担の軽減措置として、その受入れが後年度に繰り延べられているもので、将来の歳入と歳出に影響を与えるものであり、減額された累計額、減額されなかったと仮定した運用収入相当額及びこれまでの受入実績が明らかにされることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

（注）各年度における国（一般会計）の財政収支の状況にかんがみ、必要に応じ、当該年度における一般会計の負担・補助の繰延べ措置が講じられ、後年度において、その減額された額及び減額されなかったと仮定した運用収入相当額を一般会計から繰り入れることとされている（平成6年度財政特例法、平成7年度財政特例法、平成8年度財政特例法、平成9年度財政特例法及び平成10年度財政特例法）。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における一般会計の負担・補助の繰延べに係る減額された累計額、減額されなかったと仮定した運用収入相当額及びこれまでの受入実績の表示状況を調査分析した結果は、図表2 - (29)のとおりである。



図表 2 - (29) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における一般会計の負担・補助の繰延べ（総括表）

分析結果	特別会計名（勘定名）	勘定数	記号
一般会計の負担・補助の繰延べの累計額、運用収入相当額及び後日の受入実績等が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	-	-	
一般会計の負担・補助の繰延べの累計額、運用収入相当額及び後日の受入実績等が特定されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	11 厚生保険（年金） 14 国民年金（国民）	2	
合 計		2	

(注) 1 図表 2 - (30)に基づき作成した。

2 平成 14 年度決算から作成される「新たな特別会計財務書類」において、その作成基準（「新たな特別会計財務書類について」（平成 15 年 6 月 30 日付け財政制度等審議会報告））に基づき、一般会計の負担・補助の繰延額（繰入未収金）を表示することとなっている。

図表 2 - (30) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における一般会計の負担・補助の繰延べ（特別会計別一覧表）

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
01 交付税	交付税	（該当なし）(注 2)
	交通	（該当なし）
02 登記		（該当なし）
03 財政融資		（該当なし）
04 国債整理		（該当なし）
05 外国為替		（該当なし）
06 産業投資	投資	（該当なし）
	整備	（該当なし）
07 地震再保険		（該当なし）
08 電源開発	立地	（該当なし）
	多様化	（該当なし）
09 エネルギー	石油	（該当なし）
	石炭	（該当なし）
10 特定国有財産		（該当なし）
11 厚生保険	健康	（該当なし）
	年金	平成 7 年度財政特例法第 6 条第 1 項等により、平成 7 年度から 10 年度までの一般会計の負担・補助の一部が、後年度に繰り延べられている。これらの繰り延べられた額及びこれらの措置が採られなかった場合に生じていたと見込まれる運用収入相当額については、同法第 6 条第 2 項等により、後日、一般会計から受け入れることとなっているが、平成 13 年度未現在、受け入れていない。 一般会計の負担・補助の繰延べに係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、その累計額、運用収入相当額及び後日の受入実績が特定できず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		は明らかにされていない。
	児童	(該当なし)
	業務	(該当なし)
12 船員保険		(該当なし)
13 国立病院	病院	(該当なし)
	療養所	(該当なし)
14 国民年金	基礎	(該当なし)
	国民	国民年金繰入平準化特例法に基づき、昭和 58 年度から 63 年度までの間の福祉年金勘定の受入分と合わせて一般会計からの受入額の一部が減額され、これを平成 2 年度から 9 年度にかけて本勘定に繰り入れる平準化措置が採られることとなった。ただし、繰り延べられた額のうち、平成 6 年度及び 7 年度分については、平成 6 年度財政特例法第 3 条第 2 項等により、更に繰り延べられている。これらの更に繰り延べられた額及びこれらの措置が採られなかった場合に生じていたと見込まれる運用収入相当額については、平成 6 年度財政特例法第 3 条第 2 項等により、後日、一般会計から受け入れることとなっているが、平成 13 年度末現在、受け入れていない。 一般会計の負担・補助の繰延べに係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、その累計額、運用収入相当額及び後日の受入実績等が特定できず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。
	福祉	(該当なし)
	業務	(該当なし)
15 労働保険	労災	(該当なし)
	雇用	(該当なし)
	徴収	(該当なし)
16 食糧管理	国内米	(該当なし)
	国内麦	(該当なし)
	輸入	(該当なし)
	農産物	(該当なし)
	飼料	(該当なし)
	業務	(該当なし)
	調整	(該当なし)
17 農業共済	基金	(該当なし)
	農業	(該当なし)
	家畜	(該当なし)
	果樹	(該当なし)
	園芸	(該当なし)
	業務	(該当なし)
18 森林保険		(該当なし)
19 漁船漁業	普通	(該当なし)
	特殊	(該当なし)
	乗組員	(該当なし)

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
	漁業	(該当なし)
	業務	(該当なし)
20	農業経営	(該当なし)
21	国有林野	(該当なし)
	林野	(該当なし)
	治山	(該当なし)
22	国営土地	(該当なし)
23	貿易再保険	(該当なし)
24	特許	(該当なし)
25	自賠保障	(該当なし)(注2)
	保障	(該当なし)(注2)
	事故	(該当なし)
	保険	(該当なし)
26	道路	(該当なし)
27	治水	(該当なし)
	治水	(該当なし)
	ダム	(該当なし)
28	港湾	(該当なし)
	港湾	(該当なし)
	特定	(該当なし)
29	車検登録	(該当なし)
30	都市開発	(該当なし)
31	空港	(該当なし)

(注) 1 当省の調査結果(関係資料8参照)に基づき作成した。

2 一般会計の負担軽減のために講じられた「一般会計の負担・補助の繰延措置」で本図表に掲載していないものについては、以下のとおりとした。

「01 交付税( 交付税)」については、一般会計の負担・補助の繰延分を本勘定の責任で借り入れていることから、「2(2) 借入れ・証券発行等の内容」に記載した。

「25 自賠保障( 保障、 事故)」については、一般会計への繰入れであることから、「3(2) イ 出資・貸付け」に記載した。

## エ 借入れ・証券発行等

借入れ・証券発行等については、将来の負担を生じさせることとなるものであり、その残額が明らかにされることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における借入れ・証券発行等の残高の表示状況を調査分析した結果は、図表2-(31)のとおりである。

図表2-(31) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における借入れ・証券発行等の累積情報(総括表)

分析結果	特別会計名(勘定名)	勘定数	記号
借入れ・証券発行等の年度末残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	01 交付税( 交付税) 03 財政融資、06 産業投資( 整備) 09 借入れ( 石炭) 10 特定国有財産、11 厚生保険( 健康) 13 国立病院( 病院、 療養所) 16 食糧管理( 国内米、 国内麦、 輸入、 飼料、 業務、 調整) 17 農業共済	21	

分析結果	特別会計名(勘定名)	勘定数	記号
	(果樹) 19 漁船漁業(漁業) 21 国有林野(林野) 22 国営土地、26 道路、30 都市開発、31 空港		
借入れ・証券発行等の年度末残高が特定されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料から年度末残高は特定可能である。	21 国有林野(治山) 26 道路、27 治水(治水、ダム) 31 空港	5	
借入れ・証券発行等の年度末残高が特定されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	22 国営土地、28 港湾(港湾)	2	
合 計		28	

(注) 1 本図表は図表2-(32)に基づき作成した。また、「勘定数」欄は、延べ勘定数である。

2 平成14年度決算から作成される「新たな特別会計財務書類」において、その作成基準(「新たな特別会計財務書類について」(平成15年6月30日付け財政制度等審議会報告))に基づき、借入金の借入残高や証券の発行残高を表示することとなっている。

図表2-(32) 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における借入れ・証券発行等の累積情報(特別会計別一覧表)

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
01 交付税	交付税	「借入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。 (該当なし)
	交通	
02 登記		(該当なし)
03 財政融資		「財投債」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
04 国債整理		(該当なし)
05 外国為替		(該当なし)
06 産業投資	投資	(該当なし)
	整備	「NTT株式の売払収入を活用した事業の財源としての一般会計からの受入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
07 地震再保険		(該当なし)
08 電源開発	立地	(該当なし)
	多様化	(該当なし)
09 エネルギー	石油	(該当なし)
	石炭	「借入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		出の対応関係は明らかにされている。
10 特定国有財産		「借入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
11 厚生保険	健康	「借入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	年金	(該当なし)
	児童	(該当なし)
	業務	(該当なし)
12 船員保険		(該当なし)
13 国立病院	病院	「借入金」及び「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、これら(及び)の年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	療養所	「借入金」及び「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、これら(及び)の年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
14 国民年金	基礎	(該当なし)
	国民	(該当なし)
	福祉	(該当なし)
	業務	(該当なし)
15 労働保険	労災	(該当なし)
	雇用	(該当なし)
	徴収	(該当なし)
16 食糧管理	国内米	「調整勘定からの受入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	国内麦	「調整勘定からの受入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	輸入	「調整勘定からの受入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	農産物	(該当なし)
	飼料	「調整勘定からの受入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	業務	「調整勘定からの受入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されており、年度間を

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
		またぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	調整	「食糧証券」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
17 農業共済	基金	(該当なし)
	農業	(該当なし)
	家畜	(該当なし)
	果樹	「再保険金支払基金勘定への繰入未済金」及び「一般会計への繰入未済金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、これら(及び)の年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	園芸	(該当なし)
	業務	(該当なし)
18 森林保険		(該当なし)
19 漁船漁業	普通	(該当なし)
	特殊	(該当なし)
	乗組員	(該当なし)
	漁業	「一般会計への繰入未済金」に係る累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	業務	(該当なし)
20 農業経営		(該当なし)
21 国有林野	林野	「借入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
	治山	「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料(新たな財務書類(平成13年度))から、年度末残高は特定可能である。
22 国営土地		「一般会計からの受入金(受益者負担の立替分)」及び「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。 「借入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。
23 貿易再保険		(該当なし)
24 特許		(該当なし)
25 自賠保障	保障	(該当なし)
	事故	(該当なし)

特別会計別		分析結果
会計名	勘定名	
	保 険	(該当なし)
26 道路		<p>「借入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p> <p>「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料(新たな財務書類(平成13年度))から、年度末残高は特定可能である。</p>
27 治水	治 水	<p>「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料(新たな財務書類(平成13年度))から、年度末残高は特定可能である。</p>
	ダ ム	<p>「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料(新たな財務書類(平成13年度))から、年度末残高は特定可能である。</p>
28 港湾	港 湾	<p>「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。</p>
	特 定	(該当なし)
29 車検登録		(該当なし)
30 都市開発		<p>「借入金」及び「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、これら(及び)の年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p>
31 空港		<p>「借入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。</p> <p>「産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入金」の累積情報については、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、年度末残高は特定されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料(新たな財務書類(平成13年度))から、年度末残高は特定可能である。</p>

(注) 当省の調査結果(関係資料8参照)に基づき作成した。

### 第3 評価の結果及び意見

特別会計制度は、各府省において、特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、活用されている。この特別会計制度を活用した場合、一般の歳入・歳出と区分して経理することにより、一般会計と比較して、財政状況や受益と負担の関係等をより明確に示すことができ、また、特例的規定や予算総則の弾力条項により、より弾力的かつ効率的な行政運営が可能になるといわれているが、その一方で、各特別会計の経理対象事業等の運営とその成果に係る表示が区々となっているなど、各特別会計相互間の比較検討が困難になっているといわれている。

本評価は、各特別会計の歳入歳出決算に係る説明責任（アカウンタビリティ）に基づく情報提供（ディスクロージャー）の更なる充実など、国民等が各特別会計における経理対象事業等の運営とその成果の評価を容易に行い得る環境の整備に資するため、各特別会計相互間の比較可能性に留意しつつ、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっているかとの観点から、特別会計制度の活用状況について、統一的に評価を行ったものである。

その結果は次のとおり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、各特別会計における歳入・歳出・剰余金の決算の表示状況を比較してみると、一部の特別会計（勘定）では、その歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっていないものがあり、必ずしも、国民等が各特別会計における経理対象事業等の運営とその成果の評価を容易に行い得る環境の整備が十分統一的に図られているとは言えない状況にある。

#### 歳入と歳出の構造

特別会計の歳入としては、受益者が受けるサービスに要する経費の全部又は一部を受益者が負担する「手数料等収入」、特定のサービスに要する経費に充てるために受益者が特定の税として負担する「特定財源等」、あるいは国（一般会計）が特定のサービスに要する費用の財源を負担又は補助する「一般会計の負担・補助」がある。また、これら以外にも、受益者や国（一般会計）の負担を軽減することとなっている歳入や主たる収入となっている歳入などがある。これらに係る歳入の内容とその費消先をみると、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、大半の特別会計（勘定）では、歳入や歳出（用途が特定の歳出に限定されていない場合は歳入）が区分され、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっていた。その一方で、一部の特別会計（勘定）においては、歳入又は歳出のいずれか一方のみしか区分されていないものや歳入・歳出ともに区分されていないもの、あるいは費消先の用途区分や財源の具体的内容までは明示されていないものなどがあった。

#### 複数年度にわたる歳入と歳出の構造

当該年度の歳入決算額より歳出決算額を控除した額である歳計剰余金から、翌年度への繰越資金（歳出の翌年度繰越額、支払備金、未経過保険料等）額を控除した「剰余金」の処理をみると、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、大半の特別会計（勘定）では、「剰余金」の額（歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの）が明らかにされ、歳入と歳出の構造の明確化に資するものとなっていた。その一方で、一部の特別会計（勘定）において、「剰余金」の額が明らかにされていないものがあった。



また、当該特別会計の責任で行われて将来返済されることとなる「借入れ・証券発行等」の内容をみると、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、一定の特別会計（勘定）では、新規・借換えの別、返済期間の別又は元本・利子の返済の別が明らかにされ、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっていた。その一方で、一部の特別会計（勘定）においては、それらの別が明らかにされていないものなどがあった。

#### 歳入と歳出の構造に係る詳細情報

一つの特別会計又は勘定において経理される経理対象事業等が複数ある場合の「経理対象事業等」や負担の徴収単位が異なる場合の「工事箇所等別」に係る歳入・歳出をみると、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、一定の特別会計（勘定）では、歳入・歳出ともに区分され、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっていた。その一方で、一部の特別会計（勘定）においては、歳入又は歳出のいずれか一方のみしか区分されていないものや、歳入・歳出ともに区分されていないものなどがあった。

また、将来の歳入と歳出に影響を与える可能性がある「特別の資金（積立金等）」、「出資・貸付け」、「一般会計の負担・補助の繰延べ」又は「借入れ・証券発行等」に係る累積情報（年度末残高）をみると、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、一定の特別会計（勘定）では、それらの年度末残高が特定でき、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっていた。その一方で、一部の特別会計（勘定）においては、それらの年度末残高が特定できないものなどがあった。

したがって、以上の結果を踏まえ、国民等が各特別会計における当該特別会計の経理対象事業等の運営とその成果の評価を容易に行い得る環境を整備し、特別会計相互間の比較ができるよう、各特別会計の説明責任（アカウンタビリティ）に基づく情報提供（ディスクロージャー）の更なる充実を図るためには、以下のような課題があると考えられる。これらの課題への対応に当たっては、各特別会計相互間の比較ができるよう、その内容と費消先の表示内容を統一させる工夫や、国民等がそれらを容易に把握できる仕組みの工夫も必要である。

「手数料等収入」、「特定財源等」又は「一般会計の負担・補助」など用途が限定されている歳入については、歳入歳出決定計算書その他公表資料において、その内容と費消先が明確にされる必要がある。また、用途が限定されていない歳入についても、歳入の内容が明確にされる必要がある。例えば、「手数料等収入」における費消先の事業等（歳出項目）が特定されること、「一般会計の負担・補助」の算定事由別の積算額や支出額が表示されることなどである。

なお、特別会計制度の活用にあたっては、特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理していることにかんがみ、歳入歳出決定計算書その他公表資料において、各特別会計における主要な事業等（政策の単位）ごとに、歳入との対応関係が明らかとなるような工夫も望まれる。

各特別会計で表示内容にばらつきのある処理の対象となる「剰余金」については、歳入歳出決定計算書その他公表資料において、その内容が明確に表示される必要がある。その際、剰余金の用途がどの程度まで将来において限定されているかについても表示する工夫が望まれる。

また、借入れ・証券発行等については、歳入歳出決定計算書その他公表資料において、その内容（新規・

借換えの別、返済期間の別又は元本・利子の返済の別)が表示される必要がある。

一つの特別会計又は勘定において区別して経理される経理対象事業等が複数ある場合の「経理対象事業等」や負担の徴収単位が異なる場合の「工事箇所等別」については、事業規模等を勘案しつつ、歳入歳出決定計算書その他公表資料において、経理対象事業等別や工事箇所等別の歳入及び歳出を区分して表示される必要がある。

また、「特別の資金(積立金等)」、「出資・貸付け」、「一般会計の負担・補助の繰延べ」又は「借入れ・証券発行等」については、歳入歳出決定計算書その他公表資料において、それぞれの累積情報(年度末残高)が表示される必要がある。なお、「新たな特別会計財務書類の作成基準」(「新たな特別会計財務書類について」(平成15年6月30日付け財政制度等審議会報告))においては、平成14年度決算から、これらの累積情報(年度末残高)についても、新たな特別会計財務書類の中で記載されることとなっている。

## 凡 例

### 1 特別会計名及び勘定名の略称等（平成 15 年 3 月 31 日現在）

特別会計名又は勘定名	評価書（本文）での略称	図表での略称
01 交付税及び譲与税配付金特別会計	交付税特別会計	交付税
交付税及び譲与税配付金勘定	交付税勘定	交付税
交通安全対策特別交付金勘定	交通安全勘定	交通
02 登記特別会計	登記特別会計	登記
03 財政融資資金特別会計	財政融資資金特別会計	財政融資
04 国債整理基金特別会計	国債整理基金特別会計	国債整理
05 外国為替資金特別会計	外国為替資金特別会計	外国為替
06 産業投資特別会計	産業投資特別会計	産業投資
産業投資勘定	産業投資勘定	投資
社会資本整備勘定	社会資本整備勘定	整備
07 地震再保険特別会計	地震再保険特別会計	地震再保険
08 電源開発促進対策特別会計	電源開発特別会計	電源開発
電源立地勘定	電源立地勘定	立地
電源多様化勘定	電源多様化勘定	多様化
09 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（現名称） （旧名称）石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	石油エネルギー特別会計 旧石炭特別会計	エネルギー -
石油及びエネルギー需給構造高度化勘定	石油エネルギー勘定	石油
石炭勘定	石炭勘定	石炭
10 特定国有財産整備特別会計	特定国有財産特別会計	特定国有財産
11 厚生保険特別会計	厚生保険特別会計	厚生保険
健康勘定	健康勘定	健康
年金勘定	年金勘定	年金
児童手当勘定	児童手当勘定	児童
業務勘定	業務勘定	業務
12 船員保険特別会計	船員保険特別会計	船員保険
13 国立病院特別会計（現名称） （新名称）国立高度専門医療センター特別会計	国立病院特別会計 高度医療センター特別会計	国立病院 -
病院勘定（注：平成 15 年度末で廃止）	病院勘定	病院
療養所勘定（注：平成 15 年度末で廃止）	療養所勘定	療養所
14 国民年金特別会計	国民年金特別会計	国民年金
基礎年金勘定	基礎年金勘定	基礎
国民年金勘定	国民年金勘定	国民
福祉年金勘定	福祉年金勘定	福祉
業務勘定	業務勘定	業務

特別会計名又は勘定名	評価書（本文）での略称	図表での略称
15 労働保険特別会計	労働保険特別会計	労働保険
労災勘定	労災勘定	労災
雇用勘定	雇用勘定	雇用
徴収勘定	徴収勘定	徴収
16 食糧管理特別会計	食糧管理特別会計	食糧管理
食糧管理勘定 - 国内米管理勘定	国内米管理勘定	国内米
食糧管理勘定 - 国内麦管理勘定	国内麦管理勘定	国内麦
食糧管理勘定 - 輸入食糧管理勘定	輸入食糧管理勘定	輸入
農産物等安定勘定	農産物等安定勘定	農産物
輸入飼料勘定	輸入飼料勘定	飼料
業務勘定	業務勘定	業務
調整勘定	調整勘定	調整
17 農業共済再保険特別会計	農業共済再保険特別会計	農業共済
再保険金支払基金勘定	支払基金勘定	基金
農業勘定	農業勘定	農業
家畜勘定	家畜勘定	家畜
果樹勘定	果樹勘定	果樹
園芸施設勘定	園芸施設勘定	園芸
業務勘定	業務勘定	業務
18 森林保険特別会計	森林保険特別会計	森林保険
19 漁船再保険及漁業共済保険特別会計	漁業保険特別会計	漁船漁業
漁船普通保険勘定	漁船普通保険勘定	普通
漁船特殊保険勘定	漁船特殊保険勘定	特殊
漁船乗組員給与保険勘定	漁船乗組員保険勘定	乗組員
漁業共済保険勘定	漁業共済保険勘定	漁業
業務勘定	業務勘定	業務
20 農業経営基盤強化措置特別会計	農業経営基盤強化特別会計	農業経営
21 国有林野事業特別会計	国有林野事業特別会計	国有林野
国有林野事業勘定	国有林野事業勘定	林野
治山勘定	治山勘定	治山
22 国営土地改良事業特別会計	国営土地改良事業特別会計	国営土地
23 貿易再保険特別会計	貿易再保険特別会計	貿易再保険
24 特許特別会計	特許特別会計	特許
25 自動車損害賠償保障事業特別会計（現名称） （旧名称）自動車損害賠償責任再保険特別会計	自賠保障事業特別会計 自倍責再保険特別会計	自賠保障 -
保障勘定（現名称） （旧名称）保障勘定、業務勘定	保障勘定 旧保障勘定、旧業務勘定	保障 -
自動車事故対策勘定	自動車事故勘定	事故

特別会計名又は勘定名	評価書（本文）での略称	図表での略称
保険料等充当交付金勘定（現名称） （旧名称）保険勘定	保険料等充当勘定 旧保険勘定	保険 -
26 道路整備特別会計	道路整備特別会計	道路
27 治水特別会計	治水特別会計	治水
治水勘定	治水勘定	治水
特定多目的ダム建設工事勘定	ダム勘定	ダム
28 港湾整備特別会計	港湾整備特別会計	港湾
港湾整備勘定	港湾整備勘定	港湾
特定港湾施設工事勘定	特定港湾工事勘定	特定
29 自動車検査登録特別会計	車検登録特別会計	車検登録
30 都市開発資金融通特別会計	都市開発資金融通特別 会計	都市開発 会計
31 空港整備特別会計	空港整備特別会計	空港

## 2 特別会計法等の略称（平成 15 年 3 月 31 日現在）

法 律 名	略 称
財政法（昭和 22 年法律第 34 号）	財政法
交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和 29 年法律第 103 号）	交付税特別会計法
登記特別会計法（昭和 60 年法律第 54 号）	登記特別会計法
財政融資資金特別会計法（昭和 26 年法律第 101 号）	財政融資資金特別会計法
国債整理基金特別会計法（明治 39 年法律第 6 号）	国債整理基金特別会計法
外国為替資金特別会計法（昭和 26 年法律第 56 号）	外国為替資金特別会計法
産業投資特別会計法（昭和 28 年法律第 122 号）	産業投資特別会計法
地震再保険特別会計法（昭和 41 年法律第 74 号）	地震再保険特別会計法
電源開発促進対策特別会計法（昭和 49 年法律第 80 号）	電源開発促進対策特別会 計法
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和 42 年法 律第 12 号） （旧名称）石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特 別会計法	石油エネルギー特別会計 法 旧石炭特別会計法
特定国有財産整備特別会計法（昭和 32 年法律第 116 号）	特定国有財産整備特別会 計法
厚生保険特別会計法（昭和 19 年法律第 10 号）	厚生保険特別会計法
船員保険特別会計法（昭和 22 年法律第 236 号）	船員保険特別会計法
国立病院特別会計法（昭和 24 年法律第 190 号）（現名称） （新名称）国立高度専門医療センター特別会計法（昭和 24 年法律 第 190 号）	国立病院特別会計法 高度医療センター特別会 計法
国民年金特別会計法（昭和 36 年法律第 63 号）	国民年金特別会計法
労働保険特別会計法（昭和 47 年法律第 18 号）	労働保険特別会計法
食糧管理特別会計法（大正 10 年法律第 37 号）	食糧管理特別会計法

法 律 名	略 称
農業共済再保険特別会計法（昭和 19 年法律第 11 号）	農業共済再保険特別会計法
森林保険特別会計法（昭和 12 年法律第 26 号）	森林保険特別会計法
漁船再保険及漁業共済保険特別会計法（昭和 12 年法律第 24 号）	漁業保険特別会計法
農業経営基盤強化措置特別会計法（昭和 21 年法律第 44 号）	農業経営基盤強化特別会計法
国有林野事業特別会計法（昭和 22 年法律第 38 号）	国有林野事業特別会計法
国営土地改良事業特別会計法（昭和 32 年法律第 71 号）	国営土地改良事業特別会計法
貿易再保険特別会計法（昭和 25 年法律第 68 号）	貿易再保険特別会計法
特許特別会計法（昭和 59 年法律第 24 号）	特許特別会計法
自動車損害賠償保障事業特別会計法（昭和 30 年法律第 134 号） （旧名称）自動車損害賠償責任再保険特別会計法	自賠保障事業特別会計法 旧自賠責再保険特別会計法
道路整備特別会計法（昭和 33 年法律第 35 号）	道路整備特別会計法
治水特別会計法（昭和 35 年法律第 40 号）	治水特別会計法
港湾整備特別会計法（昭和 36 年法律第 25 号）	港湾整備特別会計法
自動車検査登録特別会計法（昭和 39 年法律第 48 号）	自動車検査登録特別会計法
都市開発資金融通特別会計法（昭和 41 年法律第 50 号）	都市開発資金融通特別会計法
空港整備特別会計法（昭和 45 年法律第 25 号）	空港整備特別会計法
財政融資資金法（昭和 26 年法律第 100 号）	財政融資資金法
石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和 27 年法律第 162 号）	石油・ガス資源法
厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）	厚生年金保険法
厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）	厚生年金保険法等一部改正法
児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）	児童手当法
私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）	私立学校教職員共済法
平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成 6 年法律第 43 号）	平成 6 年度財政特例法
平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成 7 年法律第 60 号）	平成 7 年度財政特例法
平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成 8 年法律第 41 号）	平成 8 年度財政特例法
平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成 9 年法律第 27 号）	平成 9 年度財政特例法
平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 35 号）	平成 10 年度財政特例法
国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律（昭和 58 法律第 46 号）	国民年金繰入平準化特例法
独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）	独立行政法人国立病院機構法

法 律 名	略 称
農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成5年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律（平成5年法律第95号）	農業共済支援法
森林法（昭和26年法律第249号）	森林法
地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）	地すべり等防止法
旧八郎潟新農村建設事業団法（昭和40年法律第87号）	旧八郎潟新農村建設事業団法
特許法（昭和34年法律第121号）	特許法
道路法（昭和27年法律第180号）	道路法
河川法（昭和39年法律第167号）	河川法
特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）	特定ダム法
水資源開発公団法（昭和36年法律第218号）	水資源開発公団法
港湾法（昭和25年法律第218号）	港湾法
都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）	都市開発資金貸付法
空港整備法（昭和31年法律第80号）	空港整備法

### 3 その他の略称

名 称 等	略 称
会計情報を事業の種類別、地域別等の区分単位（セグメント）に分別したもの	セグメント情報
財政法第40条第2項に基づき一般会計の歳入歳出決算に添付される歳入決算明細書及び各省各庁の歳出決算報告書等	一般会計の決算参照書
収納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた額（歳入歳出差引剰余金）	歳計剰余金
財政法第44条に基づき保有する各種資金（積立金等）	特別の資金
日本銀行の国内指定預金口座に付された利子	指定預金利子収入
財政融資資金特別会計法第11条第1項又は第12条に基づき発行する公債	財投債
国民保健の向上及び老人福祉の増進を目的として国民の老後における健康の保持及び適切なる医療の確保を図るため、特別保健福祉事業資金の運用利益金を財源として行う事業	特別保健福祉事業
雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業	三事業
日本電信電話株式会社	NTT
新たな特別会計財務書類の作成基準（「新たな特別会計財務書類について」（平成15年6月30日付け財政制度等審議会報告））に準拠して作成された平成13年度の財務書類	新たな財務書類（平成13年度）

### 4 決算額・予算額に係る表示

金額は、原則として、「百万円単位」で表示し、百万円未満を「四捨五入」している。このため、合計額を表示している場合、合計額が合わないことがある。

金額が「0円」の場合、「-」と表示している。

また、四捨五入した金額が百万円未満（単位未満）の場合、「0」と表示している。

該当する制度がない場合、「該当なし」と表示している。

金額が負数の場合、「」を付している。

平成 14 年度の決算については、当該特別会計を所管する各府省の長が作成し、平成 15 年 7 月 31 日までに財務大臣に送付することとなっており、現時点において、確定したものではない。その後、会計検査院の検査を経て、平成 16 年に開催される常会において国会に提出されることとなる。